

NPO 法人
日本医学図書館協会

要 覧

2008



特定非営利活動法人
日本医学図書館協会
<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jmla/>

目 次

今こそ、協会を改革するとき

会長 山田 久夫

1．協会の現状

1．1	協会の組織	5
1．2	中長期目標 2004 - 2009	7
1．3	役員名簿	8
1．4	評議員名簿	8
1．5	地区会事務局名簿	9
1．5	委員会等名簿	9

2．活動報告（平成19年度）

2．1	委員会活動	17
2．2	研修会	24

3．規程集

3．1	定款	27
3．2	細則	
3．2．1	入会及び退会に関する細則	35
3．2．2	役員選任に関する細則	43
3．2．3	理事会の運営に関する細則	47
3．2．4	地区会に関する細則	48
3．2．5	評議員及び評議員会に関する細則	49
3．2．6	名誉顧問及び会友に関する細則	50
3．2．7	総会運営に関する細則	51
3．3	規程	
3．3．1	総務会規程	55
3．3．2	委員会規程	55
3．3．3	中央事務局規程	58
3．3．4	資産管理規程	59
3．3．5	旅費規程	60
3．3．6	教育・研究規程	61
3．3．7	認定資格規程	65
3．3．8	研究助成規程	67
3．3．9	海外研修事業規程	70
3．3．10	奨学基金規程	74
3．3．11	協会賞・奨励賞授与取扱規程	75
3．3．12	協会所有電子資料利用規程	78
3．4	その他	
3．4．1	委員会内規抜粋版	81
3．4．2	謝金に関する内規	84

3 . 4 . 3	刊行物保管に関する内規	86
3 . 4 . 4	アンケート調査実施に関する申合せ	87
3 . 4 . 5	アンケート調査結果の保存・公開に関する要領	87
3 . 4 . 6	相互利用規約	88
3 . 4 . 7	医学図書館員基礎研修会実行委員会実施マニュアル、会計マニ アル (協会ホームページ会員限定のコーナー掲載)	88
3 . 4 . 8	医学図書館研究会・継続教育コース実行委員会実施マニュアル、 会計マニュアル (協会ホームページ会員限定のコーナー掲載)	88
4 .	資料編	
4 . 1	略年表	91
4 . 2	名簿	
4 . 2 . 1	歴代会長	94
4 . 2 . 2	名誉顧問	95
4 . 2 . 3	会友	96
4 . 2 . 4	会員名簿	97
中央事務局案内		
編集後記		

今こそ、協会を改革するとき

日本医学図書館協会会長 山田 久夫

本年5月に行われた日本医学図書館協会総会で会長に再任されましたが、現在の協会の置かれている環境を考えると身の引き締まる思いです。宜しく願いいたします。2年前初めて会長に選ばれたとき、奇しくも「80年前の原点に返ろう!」と、申し上げましたが、この2年間で協会が行わねばならない改革点が見えてきました。以下に掲げるいくつかを重点課題として取り組みたいと思います。

その1番目は、ジャーナル価格高騰への対策です。これには文部科学省などとともに他の協会とも連携して雑誌委員会の交渉力を拡充して、会員にメリットが及ぶ交渉をしたいと思います。

2番目は、協会事務局の問題です。NPO法人化され、これまでのような任意団体ではなく、事務の効率化と機能強化が求められるようになりました。総会の運営方策ともリンクし急を要します。私個人はこれを一気に解決する方策として中央事務局の業務委託を考えています。業務委託によりコストダウンも図られます。しかし業務委託に対する多くの方のアレルギーには狼狽しました。会員の入退会のみしか扱わない委託機関の存在や、破綻により預貯金が雲散霧消した苦い経験がトラウマになっているようです。私個人の考えを押し付ける気はありませんが、一度じっくりどうすればよいかを考えていただきたいと思います。

3番目は総会のあり方です。2日間では長すぎるという意見もあり、1日半とすることや、経費を軽減することのほかに、館長・司書会議の内容を見直し、各館の館長が集まってくるような意義を持たせてはいかがかと考えています。

4番目は、国立医系図書館設立要望の問題です。これまでの活動では身内のみの議論で独り相撲になっているように思われます。他の分野別図書館協会と組むのも重要ですが、それよりもっと重要なのは、国立大学協会、公立大学協会、私立大学連盟や日本私立大学協会、全国医学部長病院長会議、日本学術会議や総合科学技術会議、日本医師会・日本歯科医師会・日本薬剤師会・日本看護協会、国会議員などとの連携が必要です。それらの団体に連携を呼びかけるため問題提起しようとしても、実は協会内でさえ『国立ライフサイエンス情報センター』なのか『国立医系図書館』なのかさえ定まっていませんし、どんなものを欲しているのか、出来上がった図書館と本協会の関係などもまだ議論されています。この問題も重要課題として取り組みたいと思います。

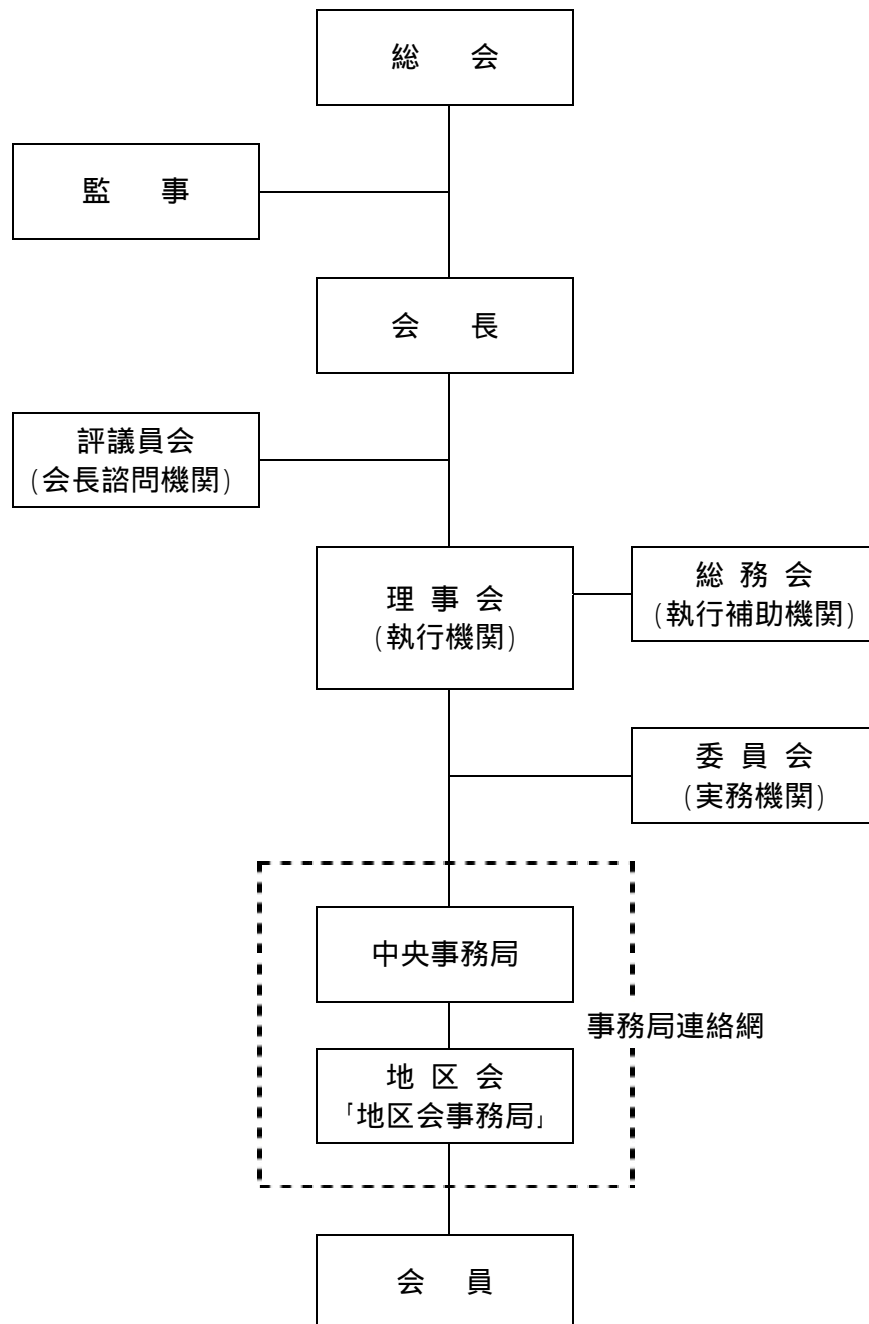
これら4つの重要課題以外にも、協会の受託する業務についても見直さねばなりません。会員の負担にならない範囲で、館員さんたちの自己研鑽に役立ちつつ協会の収入につながらねばなりません。

協会にとって最も重要なのは、「資料購入価格の団体交渉」、「館員相互の交流・情報交換」と「館員の研修・技能アップ」ではないでしょうか。本当にその意味で、80年前の原点に返る必要があります。協会の存在意義を考えた活動を行えば、結果的に会員増につながりますし、財政基盤も安定するでしょう。協会の改革に皆さんもぜひご協力ください。

協 会 の 現 状

1 協会の現状

1.1 協会の組織



- 総 会 通常総会と臨時総会があり、社員をもって構成する。(定款 第26～28条)
- 監 事 立候補による者と地区会からの推薦により、総会で選出された1名以上3名以内で構成し、理事の業務執行状況及び本会の財産を監査する。(定款 第13～15条)
- 会 長 本会を代表し、その業務を総理する。(定款 第15条)

評議員会（会長諮問機関）

地区会推薦評議員と会長指名評議員とで構成し、会長の諮問に応じる。（定款第23条、評議員及び評議員会に関する細則）

理事会（執行機関）

立候補による者と地区会からの推薦により、総会で選出された10名以上15名以内で構成し、本会の業務を執行する。（定款第13～15条、理事会の運営に関する細則）

総務会（執行補助機関）

本会の日常業務を円滑に執行するために理事会の下に設けられた機関で、専務理事と若干名の理事で構成する。（定款第20条、総務会規程）

委員会 常設と臨時があり、平成20年度は次の14委員会を理事会の下に設置する。（定款第21条、委員会規程）

常設 企画・調査委員会

機関誌「医学図書館」編集委員会

出版委員会

広報委員会

雑誌委員会

教育・研究委員会

認定資格運営委員会

受託事業委員会

協会賞・奨励賞選考委員会

組織・制度委員会

臨時 国立ライフサイエンス情報センター（仮称）推進準備委員会

医学図書館員基礎研修会実行委員会

医学図書館研究会・継続教育コース実行委員会

総会組織委員会

中央事務局

本会の事務を処理するために設けられた機関で、事務局長と職員で構成する。（定款第25条、中央事務局規程）

地区会（地区会事務局）

全国に8地区会を置く。各地区会には事務局を置き、協会の事業遂行に必要な地域的活動を行う。（定款第22条、地区会に関する細則）

会 員 本会の会員は、正会員A、B、C、D、協力会員及び維持会員（個人及び団体）の6種。（定款第6条）平成20年9月1日現在の会員数は、次のとおりである。

正会員A 85機関

正会員B 41機関

正会員C 0機関

正会員D 98名

協力会員 1機関

維持会員（個人） 4名

維持会員（団体） 29機関

1.2 中長期目標 2004-2009

保健・医療その他関連領域の図書館及び情報の流通に関する調査、研究及び開発を推進し、図書館利用者がより広く、迅速に、高度の知識を習得することを支援し、保健・医療その他関連領域の進歩発展に寄与することを目的とする。

目標1 教育・学習、研究、診療活動への支援の促進

社会の変革を先取りした教育・学習、研究、診療活動への支援を積極的に行っていく。

目標2 保健・医療関係の情報・知識へのアクセスの促進

保健・医療関連図書館及びその専門職に関する情報の収集、提供、相互利用を医療従事者のみならず、患者、その家族をも含めて円滑に行うために図書・雑誌、その他の資料・情報を効率よく収集・提供していく。

目標3 雑誌価格高騰への対応

電子ジャーナルのコンソーシアムによる導入を推進すると同時に、雑誌価格の高騰と電子ジャーナルの普及に伴う科学コミュニケーションの今後のあり方として、不当な高額雑誌を図書館は買わない、研究者はそれらに論文を投稿しない、それらの雑誌の査読者・編集者にならない、といった「3ない運動」を推進する一方、国内の学術雑誌への論文投稿を研究者に促し、国内の一流誌を育てる提案をしていく。

目標4 分担購入・分担保存の促進

購入洋雑誌の種類数を維持、書庫スペースを確保、電子ジャーナル導入費を捻出、国内未所蔵雑誌の収集、等を目指して分担購入・分担保存を促進していく。

目標5 認定資格制度の促進

保健・医療関連図書館員の専門職員としての育成、評価を促進するための認定資格制度の普及と強化を目指す。

目標6 研究活動の促進

保健・医療関連図書館及び情報提供サービス等に関する調査、研究を推進する。

目標7 対外的協力活動の推進

国内外の関連機関、団体との交流、協力提携及び共同事業の推進を行う。

目標8 受託事業の積極的促進

文部科学省、厚生労働省ほか関連団体等から補助金、助成金等を獲得して研究、調査活動を展開していく。

目標9 国立ライフサイエンス情報センター（仮称）の推進

ライフサイエンス分野における国民のための情報利用基盤整備の必要性、国立ライフサイエンス情報センターの基本的必要性、その機能と事業、等を具体化し提案していく。

1.3 役員名簿

(平成20年9月1日現在)

会 長	山 田 久 夫	(関 西)	
専務理事	坪 内 政 義	(愛 医)	総務会、受託事業、国立ライフサイエンス 情報センター(仮称)推進準備
理 事	宇 野 彰 男	(北 医)	総務会、出版・編集
	北 川 正 路	(慈 恵)	総務会、雑誌、広報
	四方田 均	(鶴 歯)	総務会、財政
	河 合 富士美	(聖ルカ)	組織・制度
	大 瀧 博 久	(島 根)	企画・調査
	鈴 木 孝 明	(奈 良)	広報
	小 川 禮 子	(女 栄)	教育・研究、認定資格、協会賞・奨励賞
	小野澤 繁 雄	(埼 玉)	教育・研究、認定資格、協会賞・奨励賞、 財政
	平 紀 子	(北 療)	教育・研究、認定資格、協会賞・奨励賞
監 事	中 原 レチ子	(日 歯)	
	南 方 政 英	(和 歌)	

1.4 評議員名簿

(平成20年9月1日現在)

評 議 員	中 山 純 一	(札 幌)	北海道地区
	原 智 子	(秋 田)	東北地区
	牛 澤 典 子	(東 邦)	関東地区
	伊 藤 茂 夫	(福 井)	北信越地区
	高 木 昭	(浜 松)	東海地区
	青 木 裕 子	(天 理)	近畿地区
	脇 本 敏 郎	(岡 山)	中国・四国地区
	林 田 和 政	(九 大)	九州・沖縄地区
	館 田鶴子	(慶 應)	会長指名
	伊 藤 淑 子	(阪 歯)	会長指名
	時 実 象 一	(個 人)	会長指名

1.5 地区会事務局名簿

(平成20年9月1日現在)

北海道地区会	北海道医療大学総合図書館
東北地区会	青森県立保健大学附属図書館
関東地区会	日本医科大学図書館
北信越地区会	富山大学医薬学図書館
東海地区会	愛知医科大学医学情報センター(図書館)
近畿地区会	大阪市立大学学術情報総合センター医学分館
中国・四国地区会	岡山大学附属図書館鹿田分館
九州・沖縄地区会	九州大学附属図書館医学分館

1.6 委員会等名簿

(平成20年9月1日現在)

1 企画・調査委員会

委員長	青木裕子(天理)
委員	伊藤淑子(阪齒)
	岸友子(川崎)
	土佐智義(個人)
	吉富啓子(近畿)
担当理事	大瀧博久(島根)

2 機関誌「医学図書館」編集委員会

委員長	大谷裕(東医)
委員	泉峰子(科学院)
	加藤素子(鶴見)
	小林晴子(愛医)
	齋藤えりか(慈恵)
	菅修一(滋賀)
	園原麻里(慶應)
	鷹野祐子(個人)
	野田久愛(東女)
	渡辺真希子(横市)
協力委員	黒木和子(川崎)
	小林克也(奥羽)
	永岡茂(札幌)
	中越晴彦(松齒)
	福島真紀(福岡)

	藤	井	揚	子	(名 市)
	八	巻	千	波	(鶴 歯)
	山	下	ユ	ミ	(京 府)
担当理事	宇	野	彰	男	(北 医)

3 出版委員会

委員長	浅	井	将	行	(昭 和)
委員	石	谷		真	(東 医)
	宮	明	秀	明	(国医情)
	村	田	泰	子	(日 医)
	山	下	和	美	(防 医)
担当理事	宇	野	彰	男	(北 医)

4 広報委員会

委員長	未			定	
委員	黛		崇	仁	(東 歯)
担当理事	鈴	木	孝	明	(奈 良)
	北	川	正	路	(慈 恵)

ホームページ担当ワーキンググループ

委員長	川	崎	か	おる	(岩 手)
委員	今	林	安	雄	(九 大)
	四	釜	禎	央	(北 療)
	西	野	正	敏	(福 井)
	前	田	朋	彦	(徳 島)
	黛		崇	仁	(東 歯)
	森	田	奈	津子	(慈 恵)
	安	田	多	香子	(愛がん)
	善	見	尚	子	(関 西)
担当理事	鈴	木	孝	明	(奈 良)
	北	川	正	路	(慈 恵)

5 雑誌委員会

委員長	未			定	
委員	加	戸	文	子	(阪 市)
	熊	谷	智	恵子	(連 中)
担当理事	北	川	正	路	(慈 恵)

6 教育・研究委員会

委員長	諏訪部	直	子	(杏 林)	
委員	牛	澤	典	子	(東 邦)
	加	藤	砂	織	(女 医)
	西	村	志	保	(日 医)

	山 田 有希子	(東厚年)
担当理事	小野澤 繁 雄	(埼 玉)
	小 川 禮 子	(女 栄)
	平 紀 子	(北 療)

第 1 5 回医学図書館員基礎研修会実行委員会

委 員 長	諏訪部 直 子	(杏 林)
事 務 局	志 村 直 子	(順 天)
委 員	秦 卓 子	(国医情)
	福 岡 澄 恵	(女体育)
	前 田 吉 子	(自 治)
	松 原 嘉 史	(帝 京)
	三 谷 三恵子	(慶應看)
担当理事	小野澤 繁 雄	(埼 玉)
	小 川 禮 子	(女 栄)
	平 紀 子	(北 療)

第 1 5 回医学図書館研究会・継続教育コース実行委員会

委 員 長	澤 典 子	(関 西)
副委員長	鈴 木 孝 明	(奈 良)
事 務 局	高 井 俊	(関 西)
委 員	北 村 文 男	(神 戸)
	松 原 良 知	(兵 庫)
	山 本 恵 子	(関 西)
担当理事	小野澤 繁 雄	(埼 玉)
	小 川 禮 子	(女 栄)
	平 紀 子	(北 療)

7 認定資格運営委員会

委 員 長	酒 井 由紀子	(慶 應)
委 員	阿 部 潤 也	(東 歯)
	佐 藤 淑 子	(東 女)
	永 田 治 樹	(筑波大)
	山 崎 むつみ	(静がん)
	山 下 ュ ミ	(京 府)
担当理事	平 紀 子	(北 療)
	小 川 禮 子	(女 栄)
	小野澤 繁 雄	(埼 玉)

8 受託事業委員会

委 員 長	坪 内 政 義	(愛 医)
委 員	宇 野 彰 男	(北 医)
	北 川 正 路	(慈 恵)

四方田 均 (鶴 齒)
担当理事 坪 内 政 義 (愛 医)

診療ガイドラインワーキンググループ

委員長 河 合 富士美 (聖ルカ)
委員 石 原 文 (富 山)
大 塚 志 乃 (阪 大)
川 崎 かおる (岩 手)
小 嶋 智 美 (個 人)
小 島 浩 子 (信 州)
高 橋 奈津子 (聖 隷)
中 村 雅 子 (個 人)
安 田 多香子 (愛がん)
山 崎 むつみ (静がん)
山 舘 優 子 (岩 手)

愛知医科大学医学情報センター(図書館)(代表:浅井伸夫)
大阪市立大学学術情報総合センター医学分館(代表:渡邉いずみ)
杏林大学医学図書館(代表:諏訪部直子)
東京厚生年金病院図書室(代表:山田有希子)
東京慈恵会医科大学学術情報センター(代表:阿部信一)
東京女子医科大学図書館(代表:三浦裕子)
東邦大学医学メディアセンター(代表:山口直比古)
名古屋市立大学総合情報センター川澄分館(代表:久田睦美)
奈良県立医科大学附属図書館(代表:川村殉子)
広島大学図書館霞図書館(代表:藤井武志)

担当理事 坪 内 政 義 (愛 医)

9 協会賞・奨励賞選考委員会

委員長 青 木 仕 (順 天)
委員 大 谷 裕 (東 医)
押 田 いく子 (東 邦)
佐 藤 淑 子 (東 女)
担当理事 小 川 禮 子 (女 栄)
小野澤 繁 雄 (埼 玉)
平 紀 子 (北 療)

10 国立ライフサイエンス情報センター(仮称)推進準備委員会

委員長 坪 内 政 義 (愛 医)
委員 浅 井 将 行 (昭 和)
阿 部 信 一 (慈 恵)
宇 野 彰 男 (北 医)
北 川 正 路 (慈 恵)
澤 田 紘 子 (医 師)

	篠原	寿美江	(個人)
	成田	俊行	(埼がん)
	山田	久夫	(関西)
	四方田	均	(鶴歯)
担当理事	坪内	政義	(愛医)

1 1 組織・制度委員会

委員長	成田	俊行	(埼がん)
委員	加藤	恵子	(国がん)
	作野	誠	(愛歯)
	土佐	智義	(個人)
担当理事	河合	富士美	(聖ルカ)

1 2 第80回総会組織委員会

委員長	上島	弘嗣	(滋賀)
委員	大西	直樹	(滋賀)
	川嶋	寛	(滋賀)
	青木	裕子	(天理)
	伊藤	淑子	(阪歯)
	小川	晋平	(阪大)
	加戸	文子	(阪市)
	鈴木	孝明	(奈良)
	竹田	厚子	(京府)
	坪内	政義	(愛医)
	南方	政英	(和歌)
	吉岡	陽子	(京大)
	吉富	啓子	(近畿)
	木村	博	(中央事務局)

活 動 報 告

2 平成19年度活動報告

2.1 委員会活動

企画・調査委員会

1 委員会

1) 開催

- 第1回 平成19年7月14日
- 第2回 平成19年12月12日
- 第3回 平成20年3月21日

2) 委員動向

伊藤委員（大体育）が図書館外へ異動したが、個人会員となり任期末まで残留した。

2 活動概要

1) 第78次（平成18年度）加盟館統計の発行

- ・計画どおり10月に完成版を協会ホームページに掲載した。
- ・希望者には簡易製本版を販売した。
- ・調査票ファイルのシートから電子ジャーナルを独立させ、「電子資料」のシートを新たに設けた。
- ・今後の課題
 - （1）調査票「職員の経験年数と年齢」の勤務年数の記載は、過去の医学系図書館での勤務年数も含めた総合計の記載であることを明示する。
 - （2）調査票の学外者利用に関する項目が分散しているので調整する。
 - （3）新会員の統計データ提出義務は加盟の翌年度からとする。
 - （4）機関誌と協会HPによる会員外への統計発行の広報は完成版発行までに行い、その申込数に応じて簡易製本の数を決める。

2) 第58回重複雑誌交換事業の実施

- ・7月2日～8月24日データ提出、11月12日～12月14日交換期間、1月11日報告書提出、と計画どおり実施した。日程は他事業との重なりを避け、終了は前回より約2カ月遅くした。
- ・データ編集を外部委託から委員会編集に変更して経費を節約した。また各館のリスト購入費は無料とした。
- ・交換リストの配布をメール添付から協会HP会員限定ページからのダウンロード方式に変更した。
- ・結果を機関誌「医学図書館」55巻2号に掲載した。（総提出冊数55,896冊、総申込冊数16,399冊、総受領冊数12,582冊）
- ・今後の課題
委員会によるデータ編集の負担を軽減するよう、提出データの記入ミスや提出書類の出し忘れをなくすため、依頼文書を見直す。また提出データの書式を徹底してもらうよう、詳細なマニュアルの作成を検討する。

3) 「要覧2007」の発行

- ・総会後の早期発行をとの評議員会からの要望により、7月に発行した。
- ・会員には1冊を無料配布とし、追加分は有料配布とした。
- ・「活動報告」は各委員会提出原稿をそのまま掲載することを原則としたが、用語は統

ーした。

・「巻頭言」は会長にお願いした。

・今後の課題

当委員会での原稿チェックには限界があるので、原稿提出の際には慎重なチェックをお願いする。

4 その他

1) アンケート調査を実施する時は、必ず「アンケート調査実施に関する申合せ」の手順に従っていただくよう、再度理事会でお願いした。

2) 協会発行の各種資料や協会 HP に掲載された館名称が統一されていない。中央事務局に正式館名称の調査をお願いし、要覧と会員名簿だけでも正式館名称で統一するよう提案する。

機関誌「医学図書館」編集委員会

1 委員会

1) 開催

第1回 平成19年7月11日

第2回 平成19年11月26日

第3回 平成20年2月22日

2) 委員動向

退任 協力委員 土出郁子(愛媛)(平成20年3月31日付)

3 活動概要

1) 54巻2号 平成19年6月発行 特集：第13回医学図書館研究会・継続教育コース

2) 54巻3号 平成19年9月発行 特集：文献管理

3) 54巻4号 平成19年12月発行 特集：第78回NPO法人日本医学図書館協会総会

4) 55巻1号 平成20年3月発行 第14回医学図書館研究会発表記事を中心に

4 その他

1) 元編集委員への査読依頼

2) 「連載講座」、「レファレンス事例集」の開始、「Book Reviews」のリニューアル

出版委員会

1 委員会

1) 開催

第1回 平成19年9月11日

第2回 平成20年2月21日

2) 委員動向

変更なし

2 活動概要

1) 「現行医学雑誌所在目録2007」の刊行

国際医学情報センター編集 平成19年5月31日発行 562p 収録誌数：欧文雑誌篇 8,668誌、和文雑誌篇 3,528 参加館 144館 価格：加盟館 10,000円、一般 12,000円

2) 「現行医学雑誌所在目録2008」の編集

2007年版の電子ジャーナル収録と参加館外 ILL 受付可否掲載が好評であり、引き続き刊行のため作業を進めた。

3)「現行医学雑誌所在目録」需要調査の検討

今後の刊行に関する判断材料を得るためのアンケート調査を平成 20 年度に実施して、その結果を 2009 年版以降の刊行計画に反映させることとし、調査内容を検討した。

4)「医中誌 Web の使い方(仮題)」の企画

医学中央雑誌刊行会と協議して企画に賛同を得た。諏訪部直子氏(杏林)に執筆を依頼して打合せに入り、平成 20 年度刊行予定とした。

5)「図書館員のための統計学入門(仮題)」の企画

基礎研修会等での緒方裕光氏(科学院 情報評価室長)の講義内容を基に「JMLA 叢書 4」として企画することとし、執筆を依頼した。平成 20 年度を刊行時期の目安とした。

3 その他

1)「アメリカ国立医学図書館蔵書構築マニュアル(仮題)」の刊行延期

平成 19 年度に延期して刊行予定であったが、諸般の事情によりやむを得ず刊行には至らなかった。原稿はまとまり、監修段階に入った。平成 20 年度に刊行の予定。

広報委員会

1 委員会

1)開催

広報委員会 第 1 回 平成 19 年 4 月 11 日(水)

ホームページ担当ワーキンググループ委員会 第 1 回 平成 19 年 12 月 7 日(金)

2)委員動向

ホームページ担当ワーキンググループ委員の交代

退任 三浦 誠(九大)(平成 19 年 6 月 30 日付) 中村昌弘(旭川)(平成 19 年 10 月 31 日付)

就任 今林安雄(九大)(平成 19 年 7 月 1 日付) 宮崎隆志(北療)(平成 19 年 11 月 1 日付)

2 活動概要

1) JMLA の諸活動、各委員会・地区会活動の会員への報告

- ・各委員会に会議開催後は迅速に議事要録を作成するように依頼し、速やかにホームページに掲載した。
- ・国立ライフサイエンス情報センター(仮称)推進準備委員会において準備された「からだところの情報センター」ポータルサイトの内容を協会ホームページ上に掲載した(平成 19 年 12 月)。
- ・ホームページやメーリングリストを利用した連絡が中心となってきたが、会員への必要な情報の伝達が漏れないようにするために、機関誌「医学図書館」の協会ニュース欄を活用した。
- ・各委員会活動と連携して、ホームページ活用による活動の効率化をはかった。
- ・JMLA の諸事業、委員会名の英語表記案を作成し、理事会の承認を得た。

2) JMLA の各活動の会員外への宣伝

協会案内パンフレット改訂版を作成し(平成 19 年 12 月) 関連団体主催のセミナーやシンポジウム開催時に配布を依頼した。

3) 総務会・渉外担当理事との連携

会員への広報、関連団体との協力、会員外への宣伝に関して、総務会・渉外担当理事との連携をはかった。

4) JMLA ホームページの管理

各地区に点在するホームページ担当ワーキンググループ委員の作業を円滑に進めるため、更新・管理作業の流れと各委員の分担を取り決めた。

5) 各地区会の活動内容の伝達

地区会事務局の設置に伴い、ホームページ担当ワーキンググループ委員と地区会事務局の連絡を密接にして、地区会活動に関する情報のホームページ掲載について充実を図った。

6) 関連団体との情報交換

関連団体からセミナーやシンポジウムの案内があった際、ホームページに案内を掲載した。

雑誌委員会

1 委員会

1) 開催

第1回 平成19年11月6日

第2回 平成20年3月5日

2) 委員動向

退任 阿字川和雄(東女)、桐原真哉(横市)、島田和浩(東歯)、前田哲治(神戸)(平成20年3月31日付)

3 活動概要

1) 日本薬学図書館協議会雑誌問題検討委員会と協力しコンソーシアム活動を推進した。

2) 平成19年9月21日(金)毎日コミュニケーションズ(竹橋)において電子ジャーナルコンソーシアム説明会を開催した。参加者107名。また、平成19年9月27日(木)近畿地区でも大阪大学附属図書館生命科学分館で説明会を開催。参加者54名。

3) 他コンソーシアムとの協力を推進した。

4) 分担購入及び分担保存についてのアンケートを実施した。

5) 第78回総会において第4分科会を担当した。

4 その他

1) 雑誌委員会内規を改定した

教育・研究委員会

1 委員会

1) 開催

第1回 平成19年5月18日

第2回 平成19年6月28日

第3回 平成19年7月26日

委員会終了後、日本薬学図書館協議会研究・教育委員会と合同委員会を開催した。

第4回 平成19年9月14日

第5回 平成19年10月29日

第6回 平成19年12月3日

第7回 平成20年2月20日

2) 委員動向

変更なし

2 活動概要

- 1) 第 78 回日本医学図書館協会総会 館長・司書会議(代表機関：埼玉医科大学附属図書館)
- 2) 第 78 回日本医学図書館協会総会 分科会(代表機関：埼玉医科大学附属図書館)
- 3) 第 14 回医学図書館員基礎研修会(事務局：岡山大学附属図書館鹿田分館)
- 4) 第 14 回医学図書館研究会・継続教育コース(事務局：信州大学附属図書館医学部図書館)

以上、協会主催の 1)～4) の詳細については「2.2 研修会」参照

5) 第 4 回情報プロフェッショナルシンポジウム【略称：INFOPRO JMLA 後援】

期 日：平成 19 年 10 月 31 日～11 月 1 日

会 場：日本科学未来館

セッション B1 電子ジャーナル (座長 殿崎正明)

B3 医学・薬学情報 (座長 佐藤淑子)

トーク＆トーク「明日のインフォプロをめざして」

話題提供者「外国雑誌・書庫管理・専門職」殿崎正明

6) 第 9 回図書館総合展(日本薬学図書館協議会との共催によるフォーラム)

期 日：平成 19 年 11 月 9 日

会 場：パシフィコ横浜

参加者：約 190 名

テーマ：「新たなニーズに対応する図書館サービスとその経営」

司 会：竹内比呂也(千葉大学)

講 師：豊田高広(静岡市立御幸町図書館)、吉田倫子(横浜市中央図書館)、酒井由紀子(慶應義塾大学利用者調査WG)

7) 海外研修

応募者なし

8) 研究助成

応募者なし

9) 「医学図書館員基礎研修会」「医学図書館研究会・継続教育コース」の実施マニュアルを作成し協会ホームページに掲載した。

3 その他

- 1) 日本薬学図書館協議会研究・教育委員会と教育研修事業提携に関する申合せ事項を明文化しそれぞれの理事会に提出した。

協会賞・奨励賞選考委員会

1 委員会

1) 開催

第 1 回 平成 20 年 3 月 4 日

2) 委員動向

変更なし

2 活動概要

1) 選考経過

平成 19 年度の協会賞・奨励賞については、公募締切日までに応募が無かったため、選考委員会委員より候補があがり、選考委員会において慎重に審査して協会賞、奨励賞各 1 名の受賞者を決定した。

2) 平成 19 年度協会賞・奨励賞選考結果

協会賞 山室真知子（京都南病院図書室）

「患者図書サービスの先駆的な活動に対して」

奨励賞 市川美智子（愛知医科大学医学情報センター（図書館））

対象論文

地域公共図書館との連携による健康支援事業 医学図書館. 2007;54(3):253-9.

図書館パスファインダー作成報告とその可能性 医学図書館. 2006;53(1):55-9.

認定資格運営委員会

1 委員会

1) 開催

第1回 平成19年7月31日

第2回 平成19年8月3日

第3回 平成19年12月3日

第4回 平成20年3月10日

2) 委員動向

変更なし

3 活動概要

1) 「ヘルスサイエンス情報専門員」の申請受付を2回行った。

2) 合格者 第8回 初級 2名

第9回 初級 12名

3) 申請時提出資料不備の対応を検討した。

4) 認定資格運営委員会規程の見直しを行った。

国立ライフサイエンス情報センター（仮称）推進準備委員会

1 委員会

1) 開催

第1回 平成19年12月20日

2) 委員動向

木村博委員長・担当理事が協会の中央事務局長に就任したため、代わりに殿崎正明専務理事が残任期間、委員長を引き継ぐと同時に担当理事となった。

3 活動概要

1) ポータルサイト「からだところの情報センター」の公開について

ライフサイエンス系図書館団体の協力事業のテストケースとして、また国立ライフサイエンス情報センター（仮称）の理念を具体的に実践するための Web 上での試みとして、ライフサイエンス系図書館5団体（日本薬学図書館協議会、日本農学図書館協議会、日本看護図書館協会、日本病院ライブラリー協会、近畿病院図書室協議会）の委員からなるワーキンググループを組織して共同で一般向け健康医療情報ポータルサイト「からだところの情報センター」を構築し、平成20年1月11日に一般公開した。

4 その他

1) 今後の課題

事業計画にある「国とのチャンネル作り等を行うため、「国立医学図書館（仮称）検討委員会最終報告」で挙げられた機能について、優先度や重点ポイントをより明確にし、一つの省庁にすべての機能の実現を求めるのではなく各省庁や団体ごとに関連する機能の実現

を働きかける各具体案の作成と実行について検討する。

組織・制度委員会

1 委員会

1) 開催

第1回 平成19年10月12日

第2回 平成19年12月12日

第3回 平成20年3月26日

2) 委員動向

変更なし

3 活動概要

- 1) 評議員会や地区会制度の改定に伴う関連諸規程の改定案について提案した。
- 2) 委員会の表記順序に統一性を持たせるため、定款に準じた配列を提案した。
- 3) 会員種別の見直しについて検討したが、会費等にも関わるので慎重な審議を提案した。
- 4) 会員の権利と義務について整理し、広報等で使用する一覧を提案した。
- 5) 部会という活動形態について要望があり、組織・制度上の問題点を整理、検討した。

2.2 研修会

第77回日本医学図書館協会総会 館長・司書会議

期 日：平成 19 年 5 月 31 日
会 場：大宮ソニックシティ 2 階小ホール
テーマ：80 年を経た今、医学図書館員の在り方を問う
協会ホームページアドレス：
http://wwwsoc.nii.ac.jp/jmla/sokai/78th_sokai/78sokai.html

第77回日本医学図書館協会総会 分科会

期 日：平成 19 年 6 月 1 日
会 場：大宮ソニックシティビル棟 大中会議室 601-604
テーマ：1 医学図書館員としての専門性と認定資格制度
2 患者図書室の必要性和設立のための問題点
3 オープンアクセスと機関リポジトリ
4 学術雑誌問題（ - 電子ジャーナルと ILL を含めて - ）
協会ホームページアドレス：
http://wwwsoc.nii.ac.jp/jmla/sokai/78th_sokai/bunkapro.

第14回医学図書館員基礎研修会

期 日：平成 19 年 8 月 1 日～3 日
会 場：岡山大学鹿田キャンパス 医学資料室・研究棟 2 階ほか
テーマ：学術情報のマネジメント力を身につける
参加者：46 名（うち会員外 23 名）
協会ホームページアドレス：
<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jmla/event/kako/kiso-back/14-kiso/14-yoko.html>

第14回医学図書館研究会・継続教育コース

期 日：平成 19 年 8 月 22 日～24 日
会 場：信州大学旭総合研究棟
テーマ：医歯薬図書館では今 - そのニーズを知る -
参加者：研究会 48 名（発表者 11 名）（うち薬図協 2 名、その他 6 名）
継続教育コース 1 41 名 （うち薬図協 0 名、その他 1 名）
継続教育コース 2 35 名 （うち薬図協 0 名、その他 2 名）
協会ホームページアドレス：
<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jmla/event/kako/res-back/14th/14res.html>
日本薬学図書館協議会と共催した。

規 程 集

3 規程集

3.1 定 款

特定非営利活動法人日本医学図書館協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会と称し、英文名を NPO The Japan Medical Library Association とする。

(事務所等)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。必要に応じ支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、保健・医療その他関連領域の図書館事業の振興並びに情報の流通に関する調査、研究及び開発を推進することによって、図書館を利用するものがより広く、高度の知識を習得できるようにし、もって保健・医療その他関連領域の進歩発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) 社会教育の推進を図る活動

(3) 情報化社会の発展を図る活動

(4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 保健・医療関連図書館に関する調査、研究並びに開発

(2) 機関誌及び刊行物の発行

(3) ホームページによる広報

(4) 保健・医療関連図書館及びその蔵書に関する情報の収集、提供、相互利用

(5) 保健・医療関連図書館に関する教育普及及び認定資格事業

(6) 国内外の関連機関、団体との交流、協力提携及び共同事業の推進

(7) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は次の6種とし、維持会員以外の会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員A 本会の目的に賛同して入会した保健系大学学部の図書館

(2) 正会員 B 本会の目的に賛同して入会した A 会員以外の大学、病院、研究所等非営利団体の図書館

(3) 正会員 C 本会の目的に賛同して入会した A、B 会員以外の図書館

(4) 正会員 D 本会の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人

(5) 協力会員 本会の事業に協力するために入会した公益団体

(6) 維持会員 本会の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第 7 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して 1 年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第 4 章 役員等

(種別及び定数)

第 13 条 本会に次の役員を置く。

(1) 理 事 10 名以上 15 名以内

(2) 監 事 1 名以上 3 名以内

2 理事のうち、1 名を会長とし、1 名を専務理事とする。

(選任等)

第 14 条 会長及び理事は、総会において選任する。

2 専務理事は、理事会において理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、本会の役員になることができない。
- 5 監事は、総会で選任する。
- 6 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。
- 7 役員の選任方法については細則を別に定める。

(職務)

第15条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 専務理事は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会の構成員として、法令、定款及び総会又は理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会の招集をすること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、監事は総会において出席者総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(総務会等)

第20条 本会の日常業務を円滑に執行処理するため、理事会の下に総務会を置く。

- 2 総務会は、専務理事のほか会長が指名する若干名の理事をもって構成する。
- 3 前2項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委員会等)

第21条 理事会は担当する会務の執行に必要な委員会を置くことができる。

2 理事会が必要と認めたとき、その他に臨時委員会を置くことができる。

第5章 地区会、評議員、名誉顧問及び会友

(地区会)

第22条 本会は事業遂行のため、会員の所在地により地区ごとに地区会を置く。

2 地区会は維持会員以外の会員をもって構成する。

3 前2項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(評議員等)

第23条 本会に、評議員を置く。

2 評議員は、会長の諮問に応じて法人の活動や運営に助言をすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(名誉顧問及び会友)

第24条 本会に、名誉顧問及び会友を置くことができる。

2 名誉顧問及び会友に関する細則は別に定める。

第6章 中央事務局等

(中央事務局)

第25条 本会に、事務を処理するため中央事務局を設け、事務局長及びその他必要な職員を置くことができる。

2 事務局長は、理事会の議決を経て会長が任免し、職員は会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第7章 会議

(種別)

第26条 本会の会議は、総会、理事会、評議員会の3種とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第27条 総会は、社員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 評議員会は、評議員をもって構成する。

(権能)

第28条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 会員の除名

(5) 役員の選任、解任、職務及び報酬

(6) 事業報告及び収支決算

(7) 入会金及び会費の額

(8) その他運営に関する重要事項

2 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項について議決する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他本会の運営に関する必要な事項

3 評議員会は、本会の業務に関する事項について、会長の諮問に応じ審議する。

(開催)

第 2 9 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 維持会員以外の会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 1 5 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。

(3) 第 1 5 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

4 評議員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 評議員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第 3 0 条 前条第 2 項第 3 号の場合を除き、総会、理事会及び評議員会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 3 0 日以内に臨時総会を招集しなければならない。また、前条第 3 項第 2 号及び第 3 号の規定により請求があったときは、その日から 1 0 日以内に理事会を招集しなければならない。また、前条第 4 項第 2 号の規定により請求があったときは、その日から 3 0 日以内に評議員会を招集しなければならない。

3 総会、理事会及び評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 3 0 日前までに通知しなければならない。

(運営方法)

第 3 1 条 総会、理事会及び評議員会の運営方法はこの定款に定めるもののほか、別に規則を定めることができる。

(議長)

第 3 2 条 総会の議長は出席した維持会員以外の会員のうちから会長が指名し、理事会の議長は出席した理事のうちから会長が指名する。また、評議員会の議長は出席した評議員のうちから会長が指名する。

(定足数)

第 3 3 条 総会は、維持会員以外の会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

3 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 3 4 条 総会、理事会及び評議員会における決議事項は、第 3 0 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会、理事会及び評議員会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した維持会員以

外の会員又は理事（以下「構成員」という。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書面表決等）

第35条 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。また、総会においては、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した構成員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会又は理事会に出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることはできない。

（議事録）

第36条 総会、理事会及び評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）構成員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（3）審議事項

（4）議事の経過の概要及び議決の結果

（5）議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印した上、この議事録を本会の事務所において5年間備え置く。

第8章 資産及び会計

（資産の構成）

第37条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（1）財産目録に記載された資産

（2）入会金及び会費

（3）寄付金品

（4）財産から生じる収入

（5）事業に伴う収入

（6）その他の収入

（資産の区分）

第38条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

（資産の管理）

第39条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

（会計の原則）

第40条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第41条 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

（事業計画及び予算）

第42条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、理事会の議決を経なければならないものとし、次の総会に報告することとする。

(予備費の設定及び使用)

第 4 3 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、総務会の議決を経なければならない。ただし、次の理事会及び総会に報告することとする。

(予算の追加及び更正)

第 4 4 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 4 5 条 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 4 6 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(臨機の措置)

第 4 7 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 4 8 条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した維持会員以外の会員の過半数の議決を経、かつ、法第 2 5 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 4 9 条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 維持会員以外の会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により本会が解散するときは、維持会員以外の会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 5 0 条 本会が解散 (合併又は破産による解散を除く。) したときに残存する財産は、法第 1 1 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに譲渡する。

(合併)

第 5 1 条 本会が合併しようとするときは、総会において維持会員以外の会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定めることができる。

附 則

- 1 この定款は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

会 長	清水 英佑						
専務理事	殿崎 正明						
理 事	茂幾 周治	高野 史子	北川 正路	吉江 吉夫			
	平 紀子	奈良岡 功	磯野 威	土佐 智義			
監 事	新井 勉	星 和夫					
- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年5月31日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 本会の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 6 本会の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、初年度は短期間につき免除する。

正会員A(団体)	入会金	100,000 円	年会費	80,000 円
正会員B(団体)	入会金	50,000 円	年会費	40,000 円
正会員C(団体)	入会金	100,000 円	年会費	100,000 円
正会員D(個人)	入会金	3,000 円	年会費	10,000 円
協力会員(団体)	入会金	100,000 円	年会費	80,000 円
維持会員(個人)	入会金	なし	年会費 1口	5,000 円 (1口以上)
維持会員(団体)	入会金	なし	年会費 1口	100,000 円 (1口以上)

3 . 2 細 則

入会及び退会に関する細則

(目的)

第 1 条 この細則は、定款第 7 条、第 8 条及び第 1 0 条の規定に基づき、入会及び退会に関し、必要な事項を定める。

(入会申込書)

第 2 条 定款第 7 条第 2 項に規定された入会申込書の様式を別紙のように定める。

(入会金及び会費)

第 3 条 入会金及び会費の額は次のとおりとする。

(1)	正会員 A (団体)	入会金	100,000 円	年会費	80,000 円
(2)	正会員 B (団体)	入会金	50,000 円	年会費	40,000 円
(3)	正会員 C (団体)	入会金	100,000 円	年会費	100,000 円
(4)	正会員 D (個人)	入会金	3,000 円	年会費	10,000 円
(5)	協力会員 (団体)	入会金	100,000 円	年会費	80,000 円
(6)	維持会員 (個人)	入会金	な し	年会費 1 口	5,000 円 (1 口以上)
(7)	維持会員 (団体)	入会金	な し	年会費 1 口	100,000 円 (1 口以上)

(退会)

第 4 条 定款第 1 0 条の規定に基づき退会する会員の退会届は別紙の様式とする。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この細則は、平成 1 5 年 1 1 月 2 0 日から施行する。

(様式 1 : 正会員 A、B、C 用)

年 月 日

入 会 申 込 書

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会長 殿

住 所 〒

図書館名
(団体名)
代 表 者

印

貴協会に、正会員 (A、B、C) として入会を申し込みます。
なお、事務連絡は下記へお願いします。

記

連絡先

〒
氏 名

電 話 (内線)

F A X

E -mail

(様式2:正会員D用)

年 月 日

入 会 申 込 書

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会長 殿

氏 名 印

貴協会に、正会員D(個人会員)として入会を申し込みます。
なお、事務連絡は下記へお願いします。

記

刀カナ

1.氏 名

2.住 所 〒

電 話

F A X

E-mail

3.勤務先

所属部署

所在地 〒

電 話 (内線)

F A X

E-mail

(様式 3 : 協力会員用)

年 月 日

入 会 申 込 書

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会長 殿

住 所 〒

団 体 名

代 表 者

印

貴協会の趣旨に賛同し、協力会員として入会を申し込みます。
なお、事務連絡は下記へお願いします。

記

連絡先

フリガナ
氏 名

電 話 (内線)

F A X

E-mail

(様式4:維持会員 個人用)

年 月 日

入 会 申 込 書

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会長 殿

氏 名 印

貴協会の趣旨に賛同し、維持会員（個人、口）として入会を申し込みます。
なお、事務連絡は下記へお願いします。

記

刀がナ

1. 氏 名

2. 住 所 〒

電 話

F A X

E-mail

3. 勤務先

所属部署

所在地 〒

電 話 (内線)

F A X

E-mail

(様式5:維持会員 団体用)

年 月 日

入 会 申 込 書

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会長 殿

住 所 〒

団 体 名

代 表 者

印

貴協会の趣旨に賛同し、維持会員(団体、☐口)として入会を申し込みます。
なお、事務連絡は下記へお願いします。

記

連絡先

フリガナ
氏 名

電 話

(内線)

F A X

E-mail

(団体会員用)

年 月 日

退 会 届

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会長 殿

住 所 〒

図書館名
(団体名)
代 表 者

印

貴協会を下記の理由により、退会いたします。

記

理由

(個人会員用)

年 月 日

退 会 届

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会長 殿

氏 名 印

貴協会を下記の理由により、退会いたします。

記

理由

役員選任に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第14条第7項の規定に基づき、役員の選任方法に関し、必要な事項を定める。

(選挙管理委員会)

第2条 評議員及び評議員会に関する細則第2条第2項に基づき設置される選挙管理委員会(以下「委員会」という。)は、役員選挙に関わる事務を統括する。

2 委員会は、評議員の互選によって構成し、3名以上5名以内とする。委員長は委員会で互選する。

3 委員会は、役員選挙に関わる問題の処理について、評議員会に必要な助言を求めることができる。

(選挙の公示)

第3条 委員会は、役員が選任される総会の150日前までに役員選挙を公示し、立候補者を公募するとともに、地区会に候補者の推薦を依頼する。

2 公示する内容は次のとおりとする。

(1) 理事会の決定する理事の公募定数

(2) 理事会の決定する監事の公募定数

(3) 選挙管理委員会名簿

(4) その他、委員会が必要と認める事項

(候補者の資格及び要件)

第4条 候補者は、立候補者と地区会から推薦された者とする。

2 正会員A、B及びCに所属する個人並びに正会員Dは候補者になることができる。

3 立候補者は、別紙様式の役員候補者届を委員会に提出しなければならない。

4 地区会は、公募定数以内の候補者を推薦することができる。

5 委員会は、地区会推薦候補者に対して別紙様式の役員候補者届によって本人の受諾を確認する。

6 選挙管理委員が候補者となった場合は委員を辞任することとし、委員会は評議員会に対して委員の補充を依頼できるものとする。

(候補者の受付)

第5条 委員会は、定款第14条及び本細則第4条の規定に基づき、提出された役員候補者届を受理する。

2 委員長は、候補者受付の結果を評議員会に報告する。

(会長候補者の推薦)

第6条 委員会は、評議員及び評議員会に関する細則第2条第3項に基づき、評議員会から会長候補者1名の推薦を受ける。

(候補者の公示)

第7条 委員会は、会長候補者、理事及び監事候補者を選挙広報によって公示する。

(選挙の方法)

第8条 選挙の方法は次のとおりとする。

(1) 投票は郵送によって行う。

(2) 投票権を有する会員は、正会員及び協力会員とする。

(3) 正会員 A、B、C 及び協力会員の代表者が正会員 D でもある場合は、それぞれの投票権を行使できるものとする。

(4) 選挙は、投票権を有する会員の 3 分の 1 以上の投票によって成立する。

(5) 開票は、会長が委嘱する正会員立会人 2 名のもとに、委員会が行う。

(6) 投票の有効、無効の判定は委員会が行う。

(7) 会長候補者は、有効投票総数の過半数の得票を得た場合に信任されたものとする。

(8) 理事候補者は、有効投票総数の過半数の得票を得た者のうちで得票数の順に当選者とする。

(9) 監事候補者は、有効投票総数の過半数の得票を得た者のうちで得票数の順に当選者とする。

(10) 得票数が同数の場合は、抽選により当選者を決定する。

(11) 有効投票総数の過半数の得票を得た非当選者を補欠者とする。

(12) 候補者数が公募定数以内の場合も投票を行う。

(13) 選挙方法に関する詳細は、役員選挙実施要領に定める。

(選任)

第 9 条 投票結果及び当選者は総会における会員の承認によって有効とする。

(補充と増員)

第 10 条 役員を補充又は増員する場合は、補欠者のなかから得票数が多い順に選任する。

(選挙不成立への対応等)

第 11 条 本細則の定めによる役員選任が困難となった場合、評議員会は対策を講じるものとする。

(改廃)

第 12 条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この細則は、平成 15 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 16 年 11 月 12 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 18 年 10 月 20 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 20 年 4 月 18 日から施行する。

(別表) 理事職務

職 務 名		人 数	担当委員会
会長		1 名	
専務理事		1 名	総会組織委員会
理事	総務会担当	兼務	受託事業委員会 ガイドラインワーキンググループ
	財政担当	1 名	
	組織・制度担当	1 名	組織・制度委員会
	企画・調査担当	1 名	企画・調査委員会
	出版・編集担当	1 名	機関誌「医学図書館」編集委員会 出版委員会
	広報担当	1 名	広報委員会 ホームページ担当ワーキンググループ
	雑誌担当	1 名	雑誌委員会
	教育・研究 及び認定資格担当	3 名 + 兼務 1 名	教育・研究委員会 医学図書館員基礎研修会実行委員会 医学図書館研究会実行委員会 継続教育コース実行委員会 研究助成選考委員会 海外研修事業（審査委員会） 認定資格運営委員会 協会賞・奨励賞選考委員会 奨学委員会
	その他の臨時的職務	若干名	国立ライフサイエンス情報センター（仮称） 推進準備委員会 相互利用マニュアル検討委員会 会員増加推進ワーキンググループ その他

注 1 総務担当以下、それぞれの人数と分担は理事会で決定する。

2 職務を兼務する場合がある。

3 役員選挙管理委員会は評議員会が所管する。

(別紙様式：役員選挙管理委員会宛)

役員候補者届

刀力ナ

氏 名

印

生年月日

役員種別

理事

監事

候補種別

立候補

推薦(推薦地区会名

)

会員種別

正会員

A

B

C

D

所 属

職 歴

協会役員・委員歴及び実績

所 信

理事会の運営に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第31条の規定に基づき、理事会の運営に関し、必要な事項を定める。

(理事会の運営)

第2条 理事会は、定款第27条第2項及び第30条により、理事をもって構成し、会長がこれを招集する。

2 理事会の議長は、定款第32条により、出席した理事のうちから会長が指名する。なお、会長が欠席の場合は専務理事が職務を代行する。

3 理事会は、定款第33条第2項により、理事総数の過半数の出席をもって成立する。

4 理事会の議事は、定款第34条第2項により、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

5 監事は、定款第15条第4項第5号により、理事会に出席し意見を述べることができる。

6 理事会は、定款第21条により、理事会の下に事業目的達成のために必要な委員会を置くことができる。

7 理事会は、会長の指示により必要な事項を審議する。

(理事会の審議事項)

第3条 定款が定める理事会の審議事項は、次の事項を含む、特定非営利活動法人日本医学図書館協会の運営に関する重要事項全般とする。

(1) 定款及び規則類の制定・改廃に関すること。

(2) 理事の担当業務に関すること。

(3) 事業計画及びこれに伴う収支予算に関すること。

(4) 事業報告及び決算に関すること。

(5) 会員の除名に関すること。

(6) 入会金及び会費に関すること。

(7) 総会組織委員会に関すること。

(8) 総会の議決した事項及び運営に関すること。

(9) 名誉顧問及び会友に関すること。

(10) 事務局の組織及び運営に関すること。

(11) 役員の補充に関すること。

(12) その他、事業目的達成のために必要な事項

(改廃)

第4条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この細則は、平成16年4月23日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月18日から施行する。

地区会に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第22条第3項の規定に基づき、地区会に関し、必要な事項を定める。

(地区会の目的及び事業)

第2条 地区会は、協会の事業を遂行するために必要な地域的活動を行う。

2 地区会は、定款第4条第4項の規定に基づき、地域の関連団体と連携し、研修活動を推進するものとする。

(地区会の区分及び名称)

第3条 地区会は、北海道地区会、東北地区会、関東地区会、北信越地区会、東海地区会、近畿地区会、中国・四国地区会、九州・沖縄地区会の8地区会とする。

2 地区会の名称は「特定非営利活動法人日本医学図書館協会（地区会名）地区会」とする。

3 各地区会に属する都道府県は以下のとおりとする。

地区会	都 道 府 県
北海道地区会	北海道
東北地区会	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東地区会	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
北信越地区会	新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県
東海地区会	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿地区会	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国・四国地区会	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州・沖縄地区会	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(地区会会員)

第4条 協会正会員及び協力会員（以下「会員」という。）は入会時に、機関の所在地又は個人の居住地の地区会に所属するものとする。

2 会員が所属する地区会の変更を希望する場合は、理事会の承認を得ることとする。

(組織・運営)

第5条 地区会には事務局を置き、組織構成、運営等に関する事項を地区会会則に定め、理事会に提出するものとする。

2 地区会の運営に要する経費について、協会に要求することができる。

3 研修会等地区会独自の事業に必要な経費については、協会からの配分金のほか、参加費等を徴収することができる。

4 地区会の主催する研修等の事業には、会員以外の者を参加させることができる。

(地区会事務局)

第6条 地区会事務局は、本細則及び地区会会則に規定される地区会の任務を遂行する。

2 地区会事務局は中央事務局との連絡網を設置し、協会と地区会の連絡調整を行う。

3 地区会事務局の連絡会議が必要な場合は会長が招集する。ただし、特定の地区会に限定される会議は、当該地区会の合意で開催することができる。

- 4 連絡会議の議長は出席者の互選とし、議題、運営等は出席者の合意により決める。
- 5 連絡会議には、議題に関連する担当理事等の出席を求めることができる。
- 6 連絡会議の経費は協会が負担する。
- 7 連絡会議の庶務は中央事務局が担当する。

(評議員の選出)

第7条 地区会は、評議員及び評議員会に関する細則第4条第1項に基づき、評議員1名を選出し、会長に推薦する。

(役員等の推薦)

第8条 地区会は、役員選任に関する細則に基づき、役員候補者を推薦することができる。

- 2 地区会は、名誉顧問及び会友に関する細則に基づき、会友を推薦することができる。

(総会議案の準備)

第9条 地区会は、総会運営に関する細則第11条に基づき、会員から提出される総会議案を取りまとめなければならない。

(報告義務)

第10条 地区会は、会則の変更、当該年度の活動を理事会に報告するものとする。

(改廃)

第11条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

- 1 この細則は、平成17年4月22日から施行する。
- 2 この細則の適用については、地区会の事情により理事会の承認のもとに2年以内の適用留保期間を設けることができる。

附 則

この細則は、平成17年10月21日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月20日から施行する。

評議員及び評議員会に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第23条第3項及び第31条に基づき、評議員及び評議員会に関し、必要な事項を定める。

(評議員の任務)

第2条 評議員は評議員会を組織し、定款第28条第3項に基づき、協会の中長期的目標及び当面の重要課題について会長の諮問に答える。

- 2 評議員会は、役員選挙において、役員選挙管理委員会を組織し、選挙の公平な実施のために会長及び選挙管理委員会に対して助言する。
- 3 評議員会は、役員選挙において、理事候補者のうちから1名を会長候補者として推薦する。
- 4 役員選挙の詳細については、役員選任に関する細則に定める。

(評議員会の構成)

第3条 評議員会は、地区会が推薦する評議員と会長が指名する評議員とで構成する。

(評議員の選出)

第4条 各地区会は、地区会会員のうちから評議員1名を選出し、会長に推薦する。

2 会長指名の評議員は3名以内とし、会員に限定しない。会長はその選任について理事会の助言を求めることができる。

3 評議員は会長が委嘱し、総会において報告する。

(評議員の任期及び欠員補充)

第5条 評議員の任期は就任が報告された総会から2年後の通常総会までとし、再任を妨げない。

2 地区会選出評議員と会長指名評議員を交互に改選する。

3 地区会選出評議員の欠員補充はその地区会が行い、会長指名評議員の欠員補充は会長が行う。後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 評議員会の定例会議を通常総会終了後速やかに開催する。

2 定例会議において評議員会議長を互選し、会長の指名を受ける。議長の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 定例会議のほかに、定款第29条第4項の規定に基づき会議を開催することができる。

4 会議には、評議員のほかに会長と専務理事が出席するものとする。会長は、必要に応じて、その他の理事等の出席を求めることができる。

5 会議の書面表決等は、定款第35条を準用する。

(改廃)

第7条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この細則は、平成17年4月22日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成19年4月20日から施行する。

2 第3条及び第4条の規定に関わらず、この改正細則が施行された日に評議員であった者の任期は、改正前の細則に従うこととする。

3 第5条の規定に関わらず、この改正細則施行後最初に会長が指名する評議員の任期を1年とする。

名誉顧問及び会友に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第24条第2項の規定に基づき、名誉顧問及び会友に関し、必要な事項を定める。

(資格)

第2条 協会の運営、活動、その他について、特に功績顕著な機関会員に所属する個人及び個人会員を名誉顧問として推戴することができる。

2 協会の運営等について功績のあった会員が、その職を離れた場合、本人の希望により会友として推薦することができる。

(推戴・推薦手続)

第3条 名誉顧問は、会長経験者を対象に会長若しくは理事会が発議し、会長が委嘱する。

2 会友は、60歳以上で2期以上の理事経験者又は同等の功績がある者を対象に、地区会の推薦により、理事会が発議し、会長が委嘱する。

(総会への報告)

第4条 前条の規定により名誉顧問又は会友となった者は、総会において報告する。

(権利)

第5条 名誉顧問及び会友は、次の権利を有する。

(1) 名誉顧問

イ 会長の求めに応じて意見を述べること。

ロ 総会に出席し意見を述べること。

ハ 機関誌の配布を受けること。

ニ 機関誌への投稿

ホ 協会出版物の会員価格での購入

(2) 会友

イ 総会に出席し意見を述べること。

ロ 協会が事業として行う研究会等への参加

ハ 機関誌への投稿

(改廃)

第6条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この細則は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年10月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月19日から施行する。

総会運営に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第31条の規定に基づき、総会の運営及び手続に関し、必要な事項を定める。

(会期)

第2条 通常総会の会期は、館長・司書会議と総会の2日間とする。

2 臨時総会の会期は理事会において決定する。

3 分科会又は部会を開くことができる。

(開催場所)

第3条 総会は、関東地区は3年に1回、近畿地区は6年に1回、それ以外の地区は12年に1回の頻度でそれぞれの地区内で開催する。

2 地区の順番は次のとおりとする。

関東→北海道→近畿→関東→九州・沖縄→東北→関東→中国・四国→近畿→関東→北信越→東海→(関東に戻る。)

(地区代表機関)

第4条 総会が開催される地区は、地区内正会員のうちから地区代表機関を決め、前年度の総会で報告する。

(組織委員会)

第5条 理事会は総会開催の都度、総会組織委員会(以下「委員会」という。)を組織する。

2 委員会は地区代表機関内に置く。

3 委員会の構成は次のとおりとする。

(1) 地区代表機関の長

(2) 地区会事務局代表者

(3) 専務理事を含む若干の理事及び事務局長

(4) その他理事会が必要と認めた者

4 委員長は地区代表機関の長とする。

(地区内の協力)

第6条 地区代表機関は地区内の会員の協力を求めることができる。

(経費)

第7条 総会運営にかかわる経費は、原則として協会の予算及び出席会員の参加費をもってまかなう。

(招集状)

第8条 総会の招集状は、会長及び総会組織委員会委員長の連名をもって、総会開催日の1か月前までに正会員、協力会員の代表者に中央事務局が発送する。

(名誉顧問及び会友の招請)

第9条 協会の名誉顧問及び会友に対しては、会長名をもって招集し、招請状は中央事務局が発送する。

(関係者招請)

第10条 総会に官庁その他関係者の出席を必要とする場合には、会長名をもって招請し、招請状は中央事務局が発送する。

(議案提出手続)

第11条 総会に議案を提出する会員は、臨時総会の場合を除き、総会開催日の6か月前までに理由を示して所属地区会の事務局に提出するものとする。

2 地区会事務局は提出された議案を地区内に諮り、理事会に提出する。

(委任状提出の手続)

第12条 総会構成員(正会員、協力会員)がやむを得ない理由のため総会に出席できない場合は、次に定める手続にしたがって委任状を提出することができる。

2 表決権を委任する会員は、別紙様式の「委任状」に署名、押印し、総会開催日の2週間前までに、当該会員に託すとともに委任状の写しを中央事務局に提出しなければならない。

3 表決権の委任状を受ける場合、1を超えることはできない。

(表決権)

第13条 総会における表決権は、1 総会構成会員(正会員、協力会員)につき1票とする。

ただし、委任状により表決権を委任されたときは、2票を行使することができる。

2 機関会員の代表者が個人会員である場合は、2票を行使することができる。

(館長・司書会議)

第14条 館長・司書会議の運営は教育・研究規程に定める。

(議長)

第15条 総会の議長は定款第32条に基づいて指名され、館長・司書会議の議長は必要に応じて総会開催地区正会員A、B及びCに所属する職員のうちから互選する。

2 総会の副議長は、館長・司書会議の議長、又は総会の議長の指名によるものとする。

(議事録)

第16条 中央事務局は議事録を作成し全会員に配布する。

(引き継ぎ)

第17条 地区代表機関は次期地区代表機関に引き継ぎを行う。

(決定事項の周知)

第18条 中央事務局は総会決定事項を全会員に通知する。

(オブザーバーの出席)

第19条 総会構成員以外の会員で、希望する者はオブザーバーとして総会に出席することができる。ただし、会場の都合等で出席を認めないことがある。

2 オブザーバーとして総会に出席を希望する者は、総会開催期日の3か月前までに、中央事務局に届け出るものとする。

(改廃)

第20条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この細則は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月20日から施行する。

(別紙)

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

委 任 状

第 回日本医学図書館協会総会（平成 年 月 日：於 ）
における議案審議及び表決権の行使を
に委任いたします。

平成 年 月 日

会 員 名: 印

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会長 殿

3.3 規 程

総務会規程

(目的)

第 1 条 この規程は、定款第 20 条第 3 項の規定に基づき、総務会に関し、必要な事項を定める。

(議長)

第 2 条 総務会の議長は専務理事とする。

2 専務理事不在又は事故があるときは、総務会の中からあらかじめ会長が指名した理事が議長となる。

(定例会議)

第 3 条 総務会は、原則として毎月 1 回開催する。

(議事録)

第 4 条 総務会の議事は、議事録を作成し理事会に報告する。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 15 年 11 月 20 日から施行する。

委員会規程

(目的)

第 1 条 この規程は、定款第 21 条の規定に基づき、委員会に関して必要な事項を定める。

(委員会の種類)

第 2 条 委員会は、常設委員会及び臨時委員会とする。

2 常設委員会は、次の委員会とする。

(1) 企画・調査委員会

(2) 機関誌「医学図書館」編集委員会

(3) 出版委員会

(4) 広報委員会

(5) 雑誌委員会

(6) 教育・研究委員会

(7) 認定資格運営委員会

(8) 受託事業委員会

(9) 協会賞・奨励賞選考委員会

(10) 組織・制度委員会

3 臨時委員会は、理事会が必要と認めたときに一定期間設置する。ただし、常設委員会が統括する臨時委員会はこの限りではない。

(委員会の設置及び廃止)

第3条 委員会は、次の場合に設置若しくは廃止する。

(1) 総会が議決したとき。

(2) 理事会がその必要を認めたとき。

(設置及び廃止の公表義務)

第4条 委員会が新たに設置されたとき、理事会は機関誌への掲載その他の方法により、その目的、任務及び委員構成を公表しなければならない。

2 委員会が廃止されたとき、理事会は前項と同様の方法で、その理由を公表しなければならない。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、委員長1名及び委員若干名をもって組織する。

2 委員会の委員長は、当該委員会委員の互選による。

3 特に必要があると認めたときは、委員会に副委員長をおくことができる。

(委員の選考と委嘱)

第6条 委員は原則として機関会員の個人及び個人会員の中から選考する。

2 委員は理事会の同意により必要な数を会長が委嘱する。

(委員の任期)

第7条 常設委員会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 臨時委員会の委員の任期は、その期間中とする。

3 欠員補充のために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の議事)

第8条 委員会は会長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員長は議事を主宰し、委員会を代表する。

4 議事は、出席委員の過半数の賛成により決定し、賛否同数の場合は委員長裁決による。

5 理事は、委員会に出席し意見を述べることができる。

(議事の周知)

第9条 委員会の議事は、その要録を協会ホームページに掲載する。

(委員会内規)

第10条 委員会は、その必要がある場合、理事会の承認を得て当該委員会の内規を定めることができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月18日から施行する。

委員会記載順序とそれぞれの位置づけに関する基準

定款第5条(1)～(7)に示された協会事業、その他	常設・臨時、親・子委員会	備考
(1) 保健・医療関連図書館に関する調査、研究並びに開発	企画・調査委員会	常設
(2) 機関誌及び刊行物の発行	機関誌「医学図書館」編集委員会	常設
	出版委員会	常設
(3) ホームページによる広報	広報委員会	常設・親
	ホームページ担当ワーキンググループ	子
(4) 保健・医療関連図書館及びその蔵書に関する情報の収集、提供、相互利用	雑誌委員会	常設
	相互利用マニュアル検討委員会	臨時
(5) 保健・医療関連図書館に関する教育普及及び認定資格事業	教育・研究委員会	常設・親
	医学図書館員基礎研修会実行委員会	子。教育・研究委員会が所轄し、組織する。
	医学図書館研究会実行委員会	
(6) 国内外の関連機関、団体との交流、協力提携及び共同事業の推進	継続教育コース実行委員会	子。教育・研究委員会が兼任する。
	研究助成選考委員会	
	海外研修事業（審査委員会）	常設
	認定資格運営委員会	
	受託事業委員会	常設・親
	ガイドラインワーキンググループ	子
	協会賞・奨励賞選考委員会	常設
	奨学委員会	臨時
(7) その他目的を達成するために必要な事業	国立ライフサイエンス情報センター（仮称）推進準備委員会	臨時
	将来計画検討委員会	臨時（終了）
協会運営に関する上記以外の委員会（資料によって、事業系委員会の前又は後に置く）	組織・制度委員会	常設
	総会組織委員会	臨時
	会員増加推進ワーキンググループ	臨時
	役員選挙管理委員会	臨時

中央事務局規程

(目的)

第 1 条 この規程は、定款第 2 5 条第 3 項の規定に基づき、中央事務局の運営に関し、必要な事項を定める。

(事務処理の総括)

第 2 条 中央事務局の事務処理は、事務局長が総括する。

(示達)

第 3 条 業務執行の示達は会長名をもって行う。ただし、日常の業務については理事又は事務局長名をもって行うことができる。

(帳簿類)

第 4 条 中央事務局には次の帳簿を備えるものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 会費徴収台帳
- (3) 事務日誌
- (4) 文書受発簿
- (5) 金銭出納帳
- (6) 備品台帳
- (7) 財産目録
- (8) その他の帳簿

(文書類)

第 5 条 中央事務局には、次の文書類を保管するものとする。

- (1) 定款、細則、規程、その他重要な規程類の原本
- (2) 総会、理事会、評議員会、その他重要な会議の議事録
- (3) 機関誌、その他協会刊行物それぞれ 1 部以上
- (4) 往復文書類、その他の文書

2 前項第 4 号の文書類は、原則として 2 年経過後は廃棄することができる。

(事務分掌)

第 6 条 中央事務局の事務分掌は次のとおりとする。

- (1) 会員に関すること。
- (2) 理事会、評議員会、地区会事務局及び総会に関すること。
- (3) 資料、文書の作成、整理及び保管に関すること。
- (4) 公印の保管に関すること。
- (5) 文書受発に関すること。
- (6) 郵便物等の授受配布、発送に関すること。
- (7) 予算に関すること。
- (8) 会計監査に関すること。
- (9) 会費徴収台帳等帳簿の管理・保管に関すること。
- (10) 伝票及び証書類の整理保管に関すること。
- (11) 決算に関すること。
- (12) 金銭の出納及び保管に関すること。
- (13) 預貯金通帳、証書保管に関すること。

- (1 4) 金銭出納簿の記帳に関すること。
- (1 5) 電子媒体資料の保全に関すること。
- (1 6) その他必要な事務に関すること。
- (改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 1 1 月 2 0 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 0 年 4 月 1 8 日から施行する。

資産管理規程

(目的)

第 1 条 この規程は、定款第 3 9 条の規定に基づき、資産の管理に関し、必要な事項を定める。

(資産管理)

第 2 条 資産は、特定非営利活動促進法第 2 8 条に基づき初年度の財産目録及び毎年度決算後に財産目録を作成して中央事務局が保管するものとする。

2 財政担当理事を資産管理のための担当理事とする。

(備品管理)

第 3 条 備品は、備品台帳により管理する。

(資産の分類区分)

第 4 条 資産の分類区分は、次のとおりとする。

- (1) 土地、建物等の不動産
- (2) 書籍戸棚、机、キャビネット等 1 点 5 万円以上の備品類
- (3) パソコン、ファクシミリ機等 1 点 5 万円以上の事務機器類
- (4) 預貯金等の流動資産
- (5) その他協会が所有する資産

(備品と消耗品の区分)

第 5 条 備品と消耗品の区分は、次のとおりとする。

- (1) 耐用年数が 1 年以上で、1 点単価が 5 万円以上のものは備品とする。
 - (2) 耐用年数が 1 年未満のもの、又は 1 点単価が 5 万円未満のものは消耗品とする。
- (減価償却)

第 6 条 資産の減価償却は、毎会計年度、法人税法に基づく定額法によるものとする。

(不動産、備品の決裁権者)

第 7 条 不動産、備品等の購入、売却及び廃棄に関する決裁権者は次のとおりとする。

- (1) 100 万円以上の不動産、備品等は理事会に諮る。
- (2) 30 万円以上 100 万円未満の備品等は専務理事の決裁を得るものとする。
- (3) 30 万円未満の備品等は財政担当理事の決裁を得るものとする。

(流動資産の決裁権者)

第8条 預貯金等流動資産の支出に関する決裁権者は次のとおりとする。

(1) 100万円以上の支出については、専務理事の決裁を得るものとする。

(2) 20万円以上100万円未満の支出については、財政担当理事の決裁を得るものとする。

(3) 20万円未満の支出については、事務局長の決裁を得るものとする。

第9条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成16年4月23日から施行する。

旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会(以下「協会」という。)が、会員及び非会員に支払う旅費に関し、必要な事項を定める。

(旅費の種類)

第2条 旅費とは、交通費、宿泊費及び日当をいう。ただし、会員には日当は支給しない。

(会員の旅費)

第3条 協会の要請により委員会等に出席する会員に対して旅費を支給するものとする。

(交通費の算定基準)

第4条 交通費の算定基準は、次のとおりとする。

(1) 交通費は、所属機関の最寄り駅から用務地までとする。ただし、個人会員は自宅の最寄り駅から起算する。

(2) 往復交通費合計額の100円未満は切り上げとする。

(3) 旅費計算ソフトを利用し、原則として最も経済的な経路で算定する。ただし、所用時間、乗り換え回数等を考慮する。

(宿泊費の支給)

第5条 宿泊費の支給基準は、次のとおりとする。

(1) 所属機関の最寄り駅に、往路は午前7時まで、帰路は午後9時まで、到着が不可能な場合に宿泊費を支給する。

(2) 会員の宿泊費は用務地により、甲地は1泊10,900円、乙地は1泊9,800円とする。

(3) 甲地指定地域は以下の表内に掲げるものとし、それ以外は乙地とする。

甲 地 指 定 地 域	
東京都	23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、小金井市、国分寺市、国立市、田無市、狛江市
神奈川県	横浜市、川崎市、横須賀市、葉山市
愛知県	名古屋市
京都府	京都市

大 阪 府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、東大阪市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、池田市、枚方市、茨木市、泉佐野市、八尾市、富田林市、寝屋川市、高石市、和泉市、箕面市
兵 庫 県	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市
福 岡 県	福岡市、北九州市

(航空運賃)

第 6 条 航空運賃の支給については、次のとおりとする。

- (1) 原則として、用務地まで鉄道で片道 4 時間以上を要する場合は航空運賃を適用する。
- (2) 航空運賃は、往復割引料金を適用する。
- (3) 航空運賃は、旅費計算ソフトにより経済的な料金を適用するが、本人の申し出により、搭乗時間、航空会社等は配慮する。

(非会員の依頼旅費)

第 7 条 非会員の依頼旅費は、次のとおりとする。

- (1) 算定基準は、第 4 条、第 5 条及び第 6 条の規定を準用する。
- (2) 甲地の宿泊費は、協会の会長級 14,800 円、館長級 11,800 円、会員級 10,900 円とし、乙地は、会長級 13,300 円、館長級 11,800 円、会員級 9,800 円とする。
- (3) 外勤日当は、片道 60 km を超える旅程及び 4 時間を超える会議等に出席した場合に支給する。
- (4) 外勤日当額は、会長級 1,500 円、館長級 1,300 円、会員級 1,100 円とする。
- (5) 出張日当額は、会長級 3,000 円、館長級 2,600 円、会員級 2,200 円とする。

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 23 日から施行する。

教育・研究規程

(目的)

第 1 条 この規程は、定款第 5 条第 1 号及び第 5 号並びに總會運営に関する細則第 14 条の規定に基づき、特定非営利活動法人日本医学図書館協会 (以下「協会」という。) の行う教育・研究事業に関し、必要な事項を定める。

(所管)

第 2 条 教育・研究に係る事業は教育・研究委員会が所管し、各事業についてそれぞれ実行委員会を組織する。

第 1 章 医学図書館員基礎研修会

(趣旨)

第 3 条 医学図書館員基礎研修会 (以下「基礎研修会」という。) は、新任の保健・医療関連図書館員に必要とされる基礎的な知識と技術の習得に資することを目的とする。

(運営主体)

第4条 別表に掲げる地区単位の持ち回り制で実行委員会を組織し、委員長は委員の互選とする。

(開催時期)

第5条 開催は、原則として年1回、7月1日から8月末日までの期間のうち3日間とする。

(講師)

第6条 講師は、人材の発掘を兼ねて、原則として担当地区の会員から選任する。

(参加資格)

第7条 参加資格は協会会員であることとする。ただし、実行委員会が認める限りにおいて会員以外の者も参加できるものとする。

第2章 医学図書館研究会

(趣旨)

第8条 医学図書館研究会(以下「研究会」という。)は、中堅の保健・医療関連図書館員に必要とされる知識と技術の習得に資することを目的とする。

(運営主体)

第9条 別表に掲げる地区単位の持ち回り制で実行委員会を組織し、委員長は委員の互選とする。

(開催時期)

第10条 研究会と継続教育コースを組み合わせで開催し、原則として年1回、10月から11月の期間のうち2日間とする。

(参加資格)

第11条 参加資格は協会会員であることとする。ただし、実行委員会が認める限りにおいて会員以外の者も参加できるものとする。

(報告)

第12条 研究発表者はその成果を、原則として、機関誌「医学図書館」に発表するものとする。

第3章 継続教育コース

(趣旨)

第13条 継続教育コースは、専門職としての保健・医療関連図書館員に必要とされる知識と技術の研鑽に資することを目的とする。

(運営主体)

第14条 継続教育コース実行委員会は研究会実行委員会が兼務し、実行委員長は研究会実行委員長が兼務するものとする。

(開催時期)

第15条 継続教育コースは、研究会と同一の場所において、その開催期間の前あるいは後に連続して開催するものとする。

(講師等)

第16条 テーマの選定及び講師の選任は、実行委員会と教育・研究委員会の協議によるものとする。

(参加資格)

第17条 参加資格は研究会参加資格に準ずるものとする。

第4章 館長・司書会議

(趣旨)

第18条 館長・司書会議は、図書館長及びその職に準ずる者並びに実務責任者が、保健・医療関連図書館に関する当面の課題と中長期的展望について認識を深めることを目的とする。

2 館長・司書会議に伴って、分科会又は部会を開催することができるものとする。

(運営主体)

第19条 館長・司書会議及び分科会又は部会は、総会組織委員会が運営する。

(開催時期)

第20条 館長・司書会議は原則として総会前日に開催し、分科会又は部会は総会終了後に開催するものとする。

(講師等)

第21条 館長・司書会議及び分科会又は部会のテーマの選定並びに講師の選任は、総会組織委員会と教育・研究委員会の協議によるものとする。

(参加資格)

第22条 参加資格は協会会員であることとする。ただし、総会組織委員会が認める限りにおいて会員以外の者も参加できるものとする。

第5章 会計

(会計)

第23条 各事業の会計は別に定める「会計マニュアル」及び「実施マニュアル」によるものとする。

2 参加者は、各実行委員会が別に定める会費を納入するものとする。

第6章 教育・研究に関わるその他の事業

(その他の教育・研究事業)

第24条 協会の行うその他の教育・研究事業のうち、研究助成、海外研修、奨学金、協会賞・奨励賞については別に定める。これら以外の教育・研究事業についても、特段の定めのあるものを除き、教育・研究委員会が統括するものとする。

第7章 雑則

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月30日から施行する。

(別表) 医学図書館員基礎研修会、医学図書館研究会・継続教育コース
地区持ち回りローテーション

基本方針

- 1 地区担当回数は北海道地区 4 館を 1 単位とし、地区加盟館数に公平に比例させ 28 年で 1 巡する。その間の地区担当回数は以下のとおりである。

北海道地区	1 回	東北地区	2 回
関東地区	1 2 回	北信越地区	2 回
東海地区	2 回	近畿地区	4 回
中国・四国地区	3 回	九州・沖縄地区	2 回

- 2 同一地区が同 1 年に基礎研修会、研究会・継続教育コースを同時に開催することは避ける。

	<u>基礎研修会</u>	<u>研究会・継続教育コース</u>
平成 11 年	東海地区	関東地区
平成 12 年	関東地区	北海道地区
平成 13 年	近畿地区	関東地区
平成 14 年	関東地区	近畿地区
平成 15 年	九州・沖縄地区	関東地区
平成 16 年	関東地区	中国・四国地区
平成 17 年	近畿地区	関東地区
平成 18 年	関東地区	東北地区
平成 19 年	中国・四国地区	北信越地区
平成 20 年	関東地区	近畿地区
平成 21 年	東北地区	東海地区
平成 22 年	北信越地区	関東地区
平成 23 年	関東地区	中国・四国地区
平成 24 年	東海地区	関東地区
平成 25 年	関東地区	九州・沖縄地区
平成 26 年	近畿地区	関東地区
平成 27 年	関東地区	近畿地区
平成 28 年	九州・沖縄地区	関東地区
平成 29 年	関東地区	中国・四国地区
平成 30 年	北海道地区	関東地区
平成 31 年	関東地区	東北地区
平成 32 年	近畿地区	関東地区
平成 33 年	関東地区	北信越地区
平成 34 年	中国・四国地区	東海地区
平成 35 年	東北地区	関東地区
平成 36 年	関東地区	近畿地区
平成 37 年	北信越地区	関東地区
平成 38 年	中国・四国地区	九州・沖縄地区

認定資格規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第5号の規定に基づき、認定資格事業に関し、必要な事項を定める。

(事業の基本理念)

第2条 機関会員に所属する個人及び個人会員が資格取得を目指すことにより、さらなる資質向上を図る。

2 保健、医療情報の専門的知識・技能及び管理・調整能力を持つ医学図書館員の育成を促す。

(事業の所管)

第3条 本事業は、認定資格運営委員会(以下「委員会」という。)が所管する。

2 委員会は本事業の見直しを定期的に行い、理事会へその意見を述べることができる。

(資格の名称と種類)

第4条 資格の名称は次のとおりとする。

和名 ヘルスサイエンス情報専門員

英名 JMLA Health Sciences Information Professional

略名 JHIP

2 資格の種類は、初級、中級、上級の3種類とする。

(1) ヘルスサイエンス情報専門員(初級)

JMLA Health Sciences Information Professional, Elementary

JHIP, Elementary

(2) ヘルスサイエンス情報専門員(中級)

JMLA Health Sciences Information Professional, Senior

JHIP, Senior

(3) ヘルスサイエンス情報専門員(上級)

JMLA Health Sciences Information Professional, Distinguished

JHIP, Distinguished

(資格の要件)

第5条 資格は、種類ごとに、次の要件を充たすものとする。

(1) ヘルスサイエンス情報専門員(初級)

イ ヘルスサイエンス分野の情報サービスに従事していること、又は、ヘルスサイエンス分野の図書館若しくはそれに準ずる施設で、過去3年以内に2年以上の実務経験を有すること。

ロ 過去3年間に、別に定める認定資格ポイント表(以下「ポイント表」という。)にて30ポイント以上を取得していること。

ハ 協会主催の研修に1回以上参加していること。

ニ 司書資格を有すること。

ホ 司書資格を有しない者について、委員会が司書資格と同等以上の実績を有すると判断した場合には、資格を認定することがある。

(2) ヘルスサイエンス情報専門員(中級)

イ ヘルスサイエンス情報専門員(初級)の資格を取得していること。

ロ ヘルスサイエンス分野の図書館又はそれに準ずる施設で、5年以上の実務経験を有

すること。

ハ 過去５年間に、ポイント表にて７０ポイント以上を取得していること。ただし、そのうち「継続教育」の項目からのポイントは２０を超えない範囲とする。

(３)ヘルスサイエンス情報専門員(上級)

イ ヘルスサイエンス情報専門員(初級)の資格を取得していること。

ロ ヘルスサイエンス分野の図書館又はそれに準ずる施設で、１０年以上の実務経験を有すること。

ハ 過去５年間に、ポイント表にて１００ポイント以上を取得していること。ただし、そのうち「継続教育」の項目からのポイントは２０を超えない範囲とする。

２ 更新時の取得ポイントは、中級資格５０ポイント以上、上級資格７０ポイント以上とし、それ以外の要件は新規申請時と同様とする。

(申請の手続き)

第６条 申請者は、次の申請書類を会長に提出し、第７条に定める認定審査料を納入しなければならない。

(１)認定資格申請書

(２)ポイント申告書

(３)申告ポイントを証明する書類

(４)職歴

(５)司書資格証明書(初級申請の場合)

(６)認定審査料振込受領書

(認定審査料)

第７条 認定審査料は次のとおりとする。

(１)初級資格 個人会員 ５,０００円 機関会員に属する個人 ７,０００円 非会員 １５,０００円

(２)中級資格 個人会員 ７,０００円 機関会員に属する個人 １０,０００円 非会員 １７,０００円

(３)上級資格 個人会員 １２,０００円 機関会員に属する個人 １５,０００円 非会員 ２２,０００円

２ 更新時の認定審査料は次のとおりとする。

(１)中級資格 個人会員 ５,０００円 機関会員に属する個人 ８,０００円 非会員 １５,０００円

(２)上級資格 個人会員 １０,０００円 機関会員に属する個人 １３,０００円 非会員 ２０,０００円

３ 納入された認定審査料は返却しない。

(審査の実施)

第８条 委員会は第６条に定める申請書類に基づいて、認定のための審査を行う。

２ 申請受付と審査は年２回行う。

３ 委員会は審査結果を理事会へ報告する。

(認定及び認定証の交付)

第９条 資格の認定は、理事会の議を経て会長が行う。

２ 協会は認定された者に対して、認定証を交付する。また、必要に応じ証明書類等を交付する。

(資格の有効期間)

第１０条 初級資格は永年、保持することができる。

２ 中級、上級資格の有効期間は、交付された日から５年間とする。

(資格の更新)

第１１条 中級、上級資格の更新希望者は、有効期間内に更新の申請をすること。(更新に要する取得ポイントについては第５条第２項を参照のこと)

- 2 上位レベルの資格を申請する場合は新規とする。
 - 3 中級、上級資格が更新されなかった場合は、初級資格となる。
(認定の取り消し)
- 第12条 申請書類に虚偽又は不正等が認められた場合は、委員会は理事会にその事実を報告する。
- 2 会長は、理事会の議を経て認定を取り消すことができる。
(申請関係書類の扱い)
- 第13条 委員会は審査に要する申請書類等を厳正に取り扱う。
- 2 関係書類及び審査結果等は協会中央事務局にて永年保存とする。
(改廃)
- 第14条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成15年11月20日から施行する。
- 2 施行日より3年間は経過措置として、中級、又は上級資格から取得できるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月20日から施行する。

研究助成規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第1号及び教育・研究規程第24条の規定に基づき、会員の研究活動費を支援する研究助成に関し、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 研究助成の対象は、入会後2年以上の機関会員に所属する個人又は個人会員の個人研究、若しくは申込者がその研究の代表者である共同研究とする。

- 2 助成金の使途が当該研究の直接経費でない場合は助成の対象とならない。
- 3 委員会は助成の候補を理事会に推薦する。推薦件数は2件以内とし、若しくは該当無しとすることができる。
- 4 助成対象の決定は、理事会の議を経て会長が行う。

(申込方法)

第3条 申し込みの書式は別に定める。

(選考委員会)

第4条 選考委員会は教育・研究委員会の兼任とする。

(研究計画の変更)

第5条 助成決定後、研究者がその計画を変更するときは、理事会の承認を受けなければならない。

(研究成果の発表)

第6条 研究者は、研究終了後速やかに中央事務局に報告し、研究成果は1か年以内に機関誌

「医学図書館」に発表しなければならない。

(助成金の返還)

第 7 条 助成金が次の各号の 1 に該当したときは、理事会は、助成金の一部又は全部の返還を請求できる。

(1) 研究者が助成金による研究を中止したとき

(2) 研究遂行の見込みがなくなったと認められるとき

(3) 助成金交付の条件に違背したとき

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 1 1 月 2 0 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 9 年 5 月 3 0 日から施行する。

(別紙様式)

年 月 日

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会長

殿

申込者氏名

印

研究助成申込書

「研究助成規程」による研究助成を得たく、下記のとおり、申し込みます。

記

1. 所属機関名

申込者氏名

在職年数(正会員Dの場合は在会年数) 年

2. 研究テーマ(標題)

3. 研究内容(研究対象、調査方法等)

4. テーマ選択の理由

5. 研究計画概要

6. 研究期間

7. 共同研究者(氏名:所属)

8. 所属長の承認印(正会員Dの場合は不要)

注

1. 用紙はA4。ただし、テーマ選択理由及び計画概要等が本申込書内におさまらない場合には該当番号を付し別添
2. 申込書提出期限は3月末日必着

海外研修事業規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第1号及び第5号並びに教育・研究規程第24条の規定に基づき、研修者を海外に派遣し、海外医学図書館の活動及び医学情報の流通等の最新動向を実地に見聞・調査して、その研修成果がわが国の保健・医療その他関連領域の発展に寄与することを目的とする事業に関し、必要な事項を定める。

(所管)

第2条 本事業は、教育・研究委員会（以下「委員会」という。）が所管する。

(資金)

第3条 本事業遂行のために必要な資金は、次に掲げる各号による。

(1) 奨学基金

(2) その他の協会助成金

(3) 寄付金

(実施及び募集)

第4条 本事業は、原則として隔年で実施する。

2 委員会は、研修費、時期及び期間等を指定して募集を行う。

3 募集人員は2名以内とする。

4 募集要項は別に定める。

(応募資格)

第5条 応募者は、次に掲げる各号を満たさなければならない。

(1) 機関会員に所属する個人又は個人会員であること。

(2) 医学図書館勤務年数若しくは入会後の年数が3年以上であること。

(3) 日常の英会話ができること。

(4) 研修費を超える支出は、応募者の責任で負担できること。

(応募方法)

第6条 応募しようとするものは、別に定める様式に必要事項を記入し、会長に提出しなければならない。機関会員に所属する個人の応募は、所属長が行うものとする。

(選考)

第7条 委員会は応募者のうち2名以内を理事会に推薦する。なお、応募者と同一機関に属する委員は、選考に関わることはできない。

2 研修者の決定は、理事会の議を経て会長が行う。

3 委員会は、必要な説明や資料等を応募者に求めることができる。

4 審査の基準は次の各号とする。

(1) 調査目的に専門性、必要性及び将来性があること。

(2) 目的と計画日程等が合理的であること。

(研修費の給付及び返還等)

第8条 協会は、研修者の決定通知後、速やかに研修費を本人に支給する。

2 研修者は、出発前に、日程、訪問先等の最終計画書（様式自由）を委員会に提出しなければならない。

3 この規程及び研修目的に反する行為等があったときは、協会は、研修者に給付の停止あるいは返還を求めることができる。

4 協会は、研修期間中の事故及び損害に対して責任を負わない。

(研修報告)

第 9 条 研修者は、帰国後速やかに中央事務局に報告し、6 か月以内にその成果をまとめて、「医学図書館」に発表するものとする。

(改廃)

第 1 0 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 1 1 月 2 0 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 9 年 5 月 3 0 日から施行する。

(別紙様式 1)

年 月 日

特定非営利活動法人日本医学図書館協会
教育・研究委員会

平成 年度海外研修事業募集要項

このことについては、海外研修事業規程（以下「規程」という。）によるほかは、この募集要項による。

- 1．研修目的 「規程」第1条による。
- 2．研修費（1名分）
- 3．時期及び期間
- 4．募集人員
- 5．応募資格 「規程」第5条による。
- 6．応募方法 「規程」第6条による。
- 7．応募期限
- 8．訪問を要する協力機関
- 9．その他、特記事項

(別紙様式 2)

海外研修事業研修調査計画書

	所 属 長 役職氏名	印	
氏 名 (フリガナ)	年 齢	所 属	職 名
電話: FAX: E-mail:			
主要職歴			
英語能力(検定類)			
主要論文			
研修予定期間			
研究調査テーマ			
研修調査の目的 及び概要			
訪問機関(所在地)			

奨学基金規程

(目的)

第 1 条 この規程は、定款第 5 条第 1 号及び第 5 号並びに教育・研究規程第 2 4 条に基づき、医学図書館活動の国際交流を推進する事業に関し、必要な事項を定める。

(基金)

第 2 条 この規程に掲げる奨学基金は、第 5 回国際医学図書館会議日本組織委員会からの寄付金 1,000 万円をこれに充てる。

2 前項の基金に新たな財産を付加することができる。

(事業)

第 3 条 次に掲げる事業を基金の範囲内で行う。

(1) 海外で開催される会議等の参加費等の助成

(2) 国内で開催される会議等に海外からの参加者、講師等を招聘する費用等の助成

(基金の管理)

第 4 条 基金の管理は理事会がこれを行う。

(募集)

第 5 条 原則として年 1 回とし、募集要項は別に定める。

(応募資格)

第 6 条 応募できるものは、原則として、機関会員に所属する個人又は個人会員とする。

(所管)

第 7 条 教育・研究委員会は助成金を受ける者及び助成すべき金額を審査し、理事会に推薦する。審査に当たって、応募者と同一機関に所属する委員は選考に関わることはできない。

2 助成対象の決定は、理事会の議を経て、会長が行う。

(報告)

第 8 条 助成金の交付を受ける者は、当該事業終了後速やかに中央事務局に報告書を提出するものとする。

(給付の停止及び返還)

第 9 条 本規程の目的及び主旨に反する行為があった場合は、給付の停止及び返還を求めることができる。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 15 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 5 月 30 日から施行する。

協会賞・奨励賞授与取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第5号及び教育・研究規程第24条の規定に基づき、優れた業績をあげた会員に授与する協会賞及び奨励賞に関し、必要な事項を定める。

(所管)

第2条 協会賞及び奨励賞は、協会賞・奨励賞選考委員会(以下「委員会」という。)が応募又は委員会推薦の範囲で選考し、理事会に推薦する。

2 協会賞及び奨励賞授与の決定は、理事会の議を経て、会長が行う。

(応募資格)

第3条 協会賞及び奨励賞に応募することができる者は、機関会員に所属する個人又はグループ及び個人会員とする。

(授与対象)

第4条 協会賞及び奨励賞は、毎年12月末までの過去2年間の業績を対象とする。

2 協会賞は、顕著な業績が認められる著作物又は事業を対象とする。

3 奨励賞は、次の各号に該当するものを対象とする。

(1) 本人の将来性及び医学図書館界の次代を担う人材育成に寄与すると認められる著作物

(2) 機関の代表者等の指導的立場にない者による著作物

(3) 本賞の受賞経験がない者による著作物

(応募期限)

第5条 応募期限は、毎年1月31日とする。

2 前項の期限については、理事会が必要と認めた場合はこれを変更することができる。

(応募要領)

第6条 応募者は、別紙様式の応募用紙に必要事項を記入し、対象著作物又は対象事業を明確にする資料を添付して会長に提出するものとする。

(委員会)

第7条 委員会は、候補業績を選び、著作物については、必要に応じて1著作物につき主査1名を互選し、各主査は2名の副査を指名することができる。

2 副査は、候補者とは所属機関の異なる会員、又は外部の専門家に委嘱することができる。

第8条 委員会は、第9条に定める選考基準に基づいて候補業績を選考し、授賞候補者を決定する。

2 応募者と同一機関に所属する委員は、選考に関わるできない。

3 委員会は、業績を補足する説明や資料等を候補者に求めることができる。

4 協会賞及び奨励賞の授賞は、各1編を原則とし、奨励賞については2編とすることができる。

5 該当業績なしとする場合は、全委員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(選考基準)

第9条 選考の基準は次の各号とする。

(1) 協会賞は、著作物の場合は、論理性、専門性、独創性又は総合性において卓越した知見、功績が認められるものとし、事業の場合は、次のいずれかに該当する顕著な功績が認められるものとする。

イ 業務システムの改善、情報・通信技術等の活用が認められるもの

ロ 利用者サービスの充実又は保健医療情報の普及に寄与するもの

ハ その他、医学図書館や図書館員の社会的役割を高め、協会の発展に寄与するもの
(2) 奨励賞は、論理性、専門性、独創性又は総合性において卓越した知見、功績が認められる著作物であること。

(表彰)

第10条 会長は、翌年度の総会において受賞者に賞状及び副賞を授与し、表彰する。

2 受賞者は、総会の席上において受賞記念発表を行うものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月30日から施行する。

協会賞選考要綱

(目的)

第1条 協会賞・奨励賞授与取扱規程第1条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(対象業績)

第2条 対象となる業績は、会員である個人又は機関が行った顕著な業績で次に掲げる各号とする。

(1) 医学図書館・情報学に関する研究成果(以下「著作物」という。)

(2) 医学図書館活動・事業

(選考委員会)

第3条 理事会は会員のなかから若干名の委員を指名し選考委員会(以下「委員会」という。)を組織する。なお、委員長は委員の互選による。

2 委員会は、候補業績を選び、著作物については、必要に応じ、1著作物につき主査1名を互選し、各主査は2名の副査を指名することができる。

3 副査には、委員以外の者、又は外部の専門家を委嘱することもできる。

4 候補業績の著者や機関と同一機関に属する委員等は、選考にかかわることはできない。

(選考)

第4条 委員会は、第5条に定める選考基準に従って候補業績を選考し、受賞者を決定する。

2 委員会は、選考にあたって、候補業績を補足する説明や資料等を候補者に求めることができる。

3 該当業績なしとする場合は、全委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

4 委員長は選考結果を理事会に報告する。

(選考基準)

第5条 第2条に定める各号業績の選考基準は以下による。

(1) 医学図書館・情報学に関する研究成果

次の3条件を満たさなければならない。なお、委員会は、これ以外によるときは、その基準や判断事項を明示して選考することができる。

イ 論理性

文体、記述、論理的整合性等に瑕疵がないこと。

□ 専門性

主題の専門性、研究方法、文献考察等が医学図書館・情報学の発展や水準を組み込んでいること。

ハ 独創性又は総合性

新たな知見や応用性あるいはその可能性を認められること、又は、従来の論説の整理・総合に著しい功績を認められること。これにより、医学図書館界の啓発や活性化を期待できるもの。

(2) 医学図書館活動・事業

次のいずれかに該当する業績とする。

イ 業務処理の改善、情報通信技術の活用等に先駆的・普遍的な功績を認められるもの。

ロ 目録類の編纂、データベース作成、著作物刊行事業等で独創性を有し、固有の価値を認められるもの。

ハ 利用者サービスの充実や医学医療情報の普及に顕著な功績を認められるもの。

ニ その他、医学図書館や図書館員の社会的役割を高め、協会の発展に顕著な功績を認められるもの。

奨励賞選考要綱

(目的)

第1条 協会賞・奨励賞授与取扱規程第1条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(対象業績)

第2条 対象となる業績は、会員が個人又は他と共同で行った医学図書館・情報学に関する研究成果(以下「著作物」という。)で、更なる研鑽により将来性を期待でき、受賞が本人及び後続の医学図書館員の奨励・育成に寄与すると認められるものとする。

2 主任司書又はこれに準ずる指導的立場の司書を筆頭者とする著作物はこの対象とはならない。

3 本賞受賞経験者の著作物は、対象とならない。

(選考委員会)

第3条 理事会は会員のなかから若干名の委員を指名し選考委員会(以下「委員会」という。)を組織する。なお、委員長は委員の互選による。

2 委員会は、必要に応じ、候補著作物1編につき主査1名を互選し、各主査は2名の副査を指名することができる。

3 副査には、委員以外の者、又は外部の専門家を委嘱することもできる。

4 候補著作物の著者や機関と同一機関に属する委員等は、選考にかかわることができない。

(選考)

第4条 委員会は、第5条に定める選考基準に従って候補業績を選考し、受賞者を決定する。

2 委員会は選考にあたって、候補業績を補足する説明や資料等を候補者に求めることができる。

3 授賞は原則として1編とする。ただし、優劣付けがたい場合には2編を限度とする。

4 委員長は選考結果を理事会に報告する。

(選考基準)

第5条 第2条に定める業績の選考基準は以下による。

次の3条件を満たさなければならない。なお、委員会はこれ以外によるときは、その基準や判断事項を明示して選考することができる。

イ 論理性

文体、記述、論理的整合性等に瑕疵がないこと。

ロ 専門性

主題の専門性、研究方法、文献考察等が医学図書館・情報学の現在を踏まえていること。

ハ 将来性

研究成果や医学図書館員経験歴等を総合的に判断して将来性を期待できること。

協会所有電子資料利用規程

(目的)

第1条 この規程は、協会所有電子資料(以下「資料」という。)の利用について必要な事項を定める。

(利用申請を必要とする資料)

第2条 次の各号の利用については申請を必要とする。ただし、協会ホームページに公開された資料については、公開された範囲で、利用の申請を必要としない。

(1) 現行医学雑誌所在目録

(2) 加盟館統計

(3) その他協会が所有する資料

(利用の範囲)

第3条 利用できる範囲は次に掲げる各号とする。

(1) 図書館活動に使用する印刷物(目録等)の作成

(2) 図書館活動に使用する各種電子資料(CD-ROM等)の作成

(3) 図書館活動に関する調査、研究のための利用

(4) その他図書館活動あるいは学術にかかわる目的を有するもの。

(利用資格)

第4条 第2条に掲げた資料を利用できる者は次に掲げる各号とする。

(1) 正会員(機関会員に属する個人を含む)

(2) 正会員以外の個人又は団体

(利用の申請)

第5条 利用しようとする者は、別紙様式による利用申請書を中央事務局に提出するものとする。

2 図書館等の機関又は団体による申請はその長又は実務責任者が行うものとする。

(利用の承認)

第6条 申請に対しては中央事務局が利用の可否を決定するものとする。ただし、中央事務局は必要に応じて出版担当理事又は理事会に可否の判断を委ねることができる。

2 中央事務局は利用承認後、理事会に報告するものとする。

(遵守事項)

第 7 条 利用者は資料の利用にあたって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 申請した利用目的以外の目的のために使用しないこと。

(2) 営利を目的として利用しないこと。

(3) 資料を転貸又は譲渡しないこと。

(4) その他著作権にかかわる事項を侵害しないこと。

(製作物の提出)

第 8 条 利用者は、資料を利用して作成した印刷物、各種電子資料、調査・研究成果の報告書等を 1 部中央事務局へ提出するものとする。

(利用承認の取消等)

第 9 条 理事会は、第 7 条第 2 項に定めるところに違反した利用者に対して、利用承認を取り消し又はその利用を停止することができる。

(経費の負担)

第 10 条 資料の利用料金は別に定める。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 15 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 21 日から施行する。

(別紙様式)

年 月 日

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会長 殿

申請者 機関名

職 名

氏 名

印

協会所有電子資料利用申請書

下記のとおり、貴協会が所有する電子資料の利用を申請します。

記

1. 資 料 名

2. 利用目的

3. 利用予定期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4. 利用者 職名

氏名

中央事務局記入欄

受付日

受付番号

承認日

発送日

製作物受領日

備 考

３．４ その他

委員会内規抜粋版

（委員会内規雛型）

・・・委員会内規

（目的）

第１条 この内規は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「協会」という。）が定める委員会規程第１０条に基づき、必要な事項を定める。

（名称）

第２条 この委員会の名称を・・・委員会（以下「委員会」という。）とする。

（委員会の目的）

第３条 この委員会は・・・（のために）・・・を行う。

（委員会の任務）

第４条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

（１）

（２）

（３）

・

・

・

（委員会の構成）

第５条 委員長及び委員等、委員会の構成は委員会規程第５条による。

（委員の選任と委嘱）

第６条 委員の選任及び委嘱は、委員会規程第６条による。

（委員の任期）

第７条 委員の任期は、委員会規程第７条による。

（委員会の招集及び議事）

第８条 委員会の招集及び議事は、委員会規程第８条による。

（議事の周知）

第９条 議事の周知は、委員会規程第９条による。

（事務局）

第１０条 委員会の事務局は、協会中央事務局に置く。

（改廃）

第１１条 この内規の改廃は、委員会の議を経て理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

この内規は、 年 月 日から施行する。

企画・調査委員会

1) 目 的

必要に応じて企画及び調査を行うとともに、協会及び会員の活動状況を調査して広く周知する。

2) 任 務

- (1) 協会要覧を発行すること。
- (2) 協会年次統計を発行すること。
- (3) 重複雑誌交換事業を実施すること。
- (4) その他、企画・調査に関すること。

機関誌「医学図書館」編集委員会

1) 目 的

機関誌の編集を行う。

2) 任 務

- (1) 「医学図書館誌編集の手引き」に基づき機関誌を発行すること。
- (2) 協会中央事務局責任編集の「協会ニュース」を機関誌に掲載すること。
- (3) ホームページその他による読者への広報と執筆者の開拓に関すること。
- (4) その他、機関誌の編集に関すること。

出版委員会

1) 目 的

機関誌を除く協会出版物の刊行に関する事務を行う。

2) 任 務

- (1) 「現行医学雑誌所在目録」を編集、刊行すること。
- (2) 出版物の企画立案に関すること。
- (3) 委員会外からの出版企画について検討（承認）すること。
- (4) (2) 又は (3) による出版物を編集、刊行すること。
- (5) 執筆者、製作請負業者等、関係者との連絡、調整に関すること。
- (6) その他、出版に関すること。

広報委員会

1) 目 的

広報の企画、運営を行う。

2) 任 務

- (1) 広報に係わる基本方針の策定に関すること。
- (2) 協会のホームページに関すること。
- (3) 会員及び外部に対する広報活動に関すること。
- (4) その他、広報に関すること。

3) ホームページ担当ワーキンググループの設置

協会のホームページの作成、維持作業のために、広報委員会のもとにホームページ担当ワーキンググループを設けることができる。

- (1) ワーキンググループの委員は原則として各地区 1 名ずつ選出する。
- (2) ワーキンググループは、広報委員会の委員を最低 1 名含むこととする。

雑誌委員会

1) 目 的

安定的かつ効率的な学術情報の流通と収集をはかるため、雑誌・電子ジャーナルのコンソーシアム等及び分担購入事業を推進する。

2) 任 務

- (1) 電子ジャーナルコンソーシアムを組織し、出版元及び代理店との交渉窓口となる。
- (2) コンソーシアムについての情報を収集し、会員に提供する。
- (3) 分担購入事業を推進する。
- (4) 雑誌及び電子ジャーナル等の学術情報流通のあり方を検討する。
- (5) 関連諸団体・機関との連携を図りつつ、上記活動を推進する。
- (6) その他、雑誌・電子ジャーナルに関すること。

教育・研究委員会

1) 目 的

医学図書館員の育成及び資質向上のため、必要な研究会、研修会や講演会の開催等教育・研究に関する活動とその普及活動及びその助成を行う。

2) 任 務

- (1) 医学図書館員基礎研修会に関すること。
- (2) 医学図書館研究会・継続教育コースに関すること。
- (3) 館長・司書会議に関すること。
- (4) 地区の研修会、研究会に関すること。
- (5) 協会賞選考委員及び奨励賞選考委員の人選に関すること。
- (6) 認定資格に係る教育・研究活動に関すること。
- (7) 教育・研究活動の助成に関すること。
- (8) 会員の海外研修に関すること。
- (9) 協会が参画する他団体の研究会、発表会の開催やシンポジウム参加等に関すること。
- (10) その他、教育・研究に関すること。

認定資格運営委員会

1) 目 的

認定資格応募者の審査を行う。

2) 任 務

- (1) 認定資格応募者の審査に関すること。
- (2) 認定資格制度の運用に関すること。
- (3) その他、認定資格に関すること。

受託事業委員会

(内規作成中)

協会賞・奨励賞選考委員会

(内規作成中)

国立ライフサイエンス情報センター（仮称）推進準備委員会

1) 目 的

国立ライフサイエンス情報センター（仮称）の構想案を検討・策定する。

2) 任 務

- (1) 国立ライフサイエンス情報センター（仮称）構想の検討・策定に関すること。
- (2) その他、理事会から付託される事項に関して検討すること。

組織・制度委員会

1) 目 的

協会の組織及び制度に関する事項について審議し、答申を行う。

2) 任 務

- (1) 定款、細則、規程等、諸規則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 理事会から付託される事項に関すること。
- (3) その他、組織・制度に関すること。

総会組織委員会

1) 目 的

総会の企画、運営を行う。

2) 任 務

- (1) 館長・司書会議の企画、運営に関すること。
- (2) 総会の企画、運営に関すること。
- (3) 総会参加者の参加費請求、入金に関すること。
- (4) 総会会場での展示会の企画に関すること。
- (5) その他、総会運営に関すること。

謝金に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「協会」という。）が、会員及び非会員に支払う謝金に関し、必要な事項を定める。

(謝金の種類)

第2条 謝金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 館長・司書会議講師等の謝金
- (2) 医学図書館員基礎研修会講師等の謝金
- (3) 医学図書館研究会・継続教育コース講師等の謝金
- (4) 関連団体主催の講師等謝金
- (5) 評議員又は委員会委員の非会員謝金
- (6) 刊行物の執筆謝金

(源泉税の徴収)

第3条 源泉税の徴収等は、次のとおりとする。

(1) 個人に支払う謝金は、10%の源泉税を徴収する。

(2) 源泉税は外税として扱う。

(講師の謝金)

第4条 講師等の謝金の額は、次のとおりとする。

(1) 館長・司書会議の基調講演講師の謝金は、20,000 円(会員) 30,000 円(非会員)とする。

(2) 館長・司書会議のパネルディスカッション講師の謝金は、10,000 円(会員) 20,000 円(非会員)とする。

(3) 館長・司書会議座長の謝金は、10,000 円(会員) 20,000 円(非会員)とする。

(4) 医学図書館員基礎研修会及び医学図書館研究会の基調講演講師、継続教育コース講師の謝金は、10,000 円(会員) 20,000 円(非会員)とする。

(5) 医学図書館員基礎研修会講師の謝金は、5,000 円(会員) 10,000 円(非会員)とする。

(6) 関連団体が主催し、協会が後援又は協賛するフォーラム等で、会員に発表や座長等を依頼する場合の謝金は、その担当時間等に応じて 5,000 円から 10,000 円の範囲とする。
ただし、主催団体から支払われる場合は該当しないものとする。

(7) その他の講師等の謝金については、前(1)～(6)号に準じる。

(8) その他、謝金が都合により特定できない場合は、会長又は専務理事の決裁による。
(非会員謝金)

第5条 非会員の見識者に評議員又は委員会委員を委嘱した場合の謝金は、評議員会又は委員会出席1回につき 20,000 円以内とする。また、旅費規程第7条にしたがって旅費を支払う。

(機関誌の執筆謝金)

第6条 機関誌「医学図書館」の執筆謝金は、次のとおりとする。

(1) 非会員に、論文及び総説の執筆を依頼した場合は、1件 5,000 円とする。

(2) 非会員に、コラムその他の記事の執筆を依頼した場合は、1件 3,000 円とする。

(3) 前(1)及び(2)号は、共同執筆であっても1件とする。

(4) 会員の執筆については、依頼したものであっても謝金は支払わない。

(5) その他、執筆謝金が特定できない場合は、専務理事の決裁による。

(単行書の執筆謝金)

第7条 単行書の執筆謝金は、次のとおりとする。

(1) 会員及び非会員ともに、1冊 50,000 円以内とする。

(2) 共著の場合も同額とする。

(3) その他、執筆謝金が特定できない場合は、専務理事の決裁による。

(源泉税納付の手続)

第8条 謝金を支払う場合の手続は、次のとおりとする。

(1) 支払者は、支払額、支払を受ける者、その住所を中央事務局に連絡する。

(2) 中央事務局は、該当税額を税務署に納付する。

第9条 この内規の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この内規は、平成16年4月23日より施行する。

附 則

この内規は、平成 16 年 11 月 12 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 19 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 19 年 10 月 26 日から施行する。

刊行物保管に関する内規

（目的）

第 1 条 この内規は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「協会」という。）の刊行物の保管に関し、必要な事項を定める。

（刊行物の種類）

第 2 条 有償・無償、媒体種別に係わらず、発行者に協会名の入ったすべての刊行物をいう。

（保管部数及び保管年数）

第 3 条 すべての刊行物を 2 部ずつ永久に保管することとし、さらに、それぞれについての保管部数及び保管年数を以下のとおり定める。

2 機関誌「医学図書館」は、当年度分を 20 部、発行後 2 年を経たものは 5 部保管するものとする。

3 「現行医学雑誌所在目録」、「加盟館統計」、「総会会議録」、「要覧」、「会員名簿」等は、当年度分を 20 部保管するものとする。

4 協会主催の「研修会テキスト」等は、当年度分を 5 部保管するものとする。

5 その他の有償刊行物は、刊行後 3 年以内のものは作成全部数を保管し、4 年以上を経たものは各 5 部を保管するものとする。ただし、事務局長の判断により若干の保管部数の増減はあるものとする。

（利用制限）

第 4 条 保管刊行物の持ち出しは、事務局長の許可を必要とする。

（改廃）

第 5 条 この内規の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この内規は、平成 17 年 4 月 22 日から施行する。

アンケート調査実施に関する申合せ

平成 17 年 4 月 22 日制定

会員及び委員会等が、会員に対してアンケート調査を行うときは、以下の手順を経るものとする。

- 1 調査を行おうとするときは、協会の作成した調査一覧を参照し、不必要な重複を避けるよう努める。
- 2 調査実施前に、調査の概要を企画・調査担当理事に提出する。
- 3 担当理事は、提出された調査概要を確認し、重複等の問題があれば必要な調整を行う。
- 4 調査を実施する際には、調査用紙に利用目的と取得した情報の適正な管理について明記し、個人情報等の目的外使用を防ぐための措置を講ずる。
- 5 調査を行った会員は、調査結果がまとまり次第担当理事に 1 部提出する。
- 6 調査結果は、原則として協会ホームページ等で会員に公開する。公開の是非は、企画・調査委員会が決定する。
- 7 調査結果の保存・公開に関する要領については、別に定める。

アンケート調査結果の保存・公開に関する要領

平成 17 年 4 月 22 日制定

会員及び委員会等が実施したアンケート調査結果の保存及び公開は、以下により行うものとする。

- 1 調査結果は、原則として協会中央事務局が電子ファイルとして保存する。
- 2 調査結果は企画・調査担当理事が中央事務局に報告する。
- 3 調査結果は、協会ホームページ内の会員限定ページで公開する。
- 4 企画・調査委員会は調査結果を確認し、公開の是非を決定する。会員のプライバシーに関わる場合等は非公開とするか、提出者に表現の変更を求める。
- 5 調査に関する公開内容は以下のとおりとする。
 - (1) 調査概要 (調査実施者から担当理事に提出されたもの)
 - (2) 調査用紙 (会員に配布されたもの)
 - (3) 調査結果 (調査実施者から担当理事に提出されたもの)
- 6 調査概要の要件を定めたフォーマットを作成し、協会ホームページ上に公開する。

相互利用規約

平成15年11月20日制定

- 1 機関会員は、所蔵資料の相互利用（以下「相互利用」という。）を行う。
- 2 相互利用は閲覧、複写、貸借とし、この利用は機関会員の好意と特典であるが権利ではない。
- 3 相互利用の実務は協会の発行する「相互利用マニュアル」に基づいて行う。
- 4 相互利用は原則として複写をもって行う。
- 5 原本を貸借する場合は以下の各号を遵守しなければならない。
 - （1）荷造りを厳重にする等、輸送途中の事故を防ぐために必要な配慮をすること。
 - （2）借用期間は現品発送の日から、返納到着の日を含め20日以内とする。
 - （3）借用期間の延期を希望するときは、期限前にその旨を申し込むこと。
 - （4）貸借又は借用期間の延期が認められないときは、直ちに返送しなければならない。
 - （5）借用期間中といえども返納を求められたときは、直ちに返送しなければならない。
 - （6）貸借の図書は、貸出館から発送して返送を受けるまでの間に、借受館において一切の責任を負うものとする。
- 6 相互利用に伴う諸経費はすべて借受館の負担とする。

医学図書館員基礎研修会実行委員会 実施マニュアル、会計マニュアル
（協会ホームページ <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jmla/> 会員限定のコーナー参照）

医学図書館研究会・継続教育コース実行委員会 実施マニュアル、会計マニュアル
（協会ホームページ <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jmla/> 会員限定のコーナー参照）

資 料 編

4 資料編

4.1. 略年表

加盟館略称の()内は準会員

昭和	西暦	年次	総会開催期日	回	当番館	加盟館略称	館数
2	1927	1	11.10～11	1	新潟	新潟・岡山・千葉・金沢・長崎	5
3	28	2	5.11～12	2	岡山		5
4	29	3	5.10～11	3	千葉	京府・阪大・東北	8
5	30	4	10.7～8	4	金沢		8
6	31	5	10.7～8	5	長崎	熊本	9
7	32	6	10.21～22	6	京府	名大	10
8	33	7	8.5～6	7	東北		10
9	34	8	11.6～7	8	阪大		10
10	35	9	7.4～6	9	名大		10
11	36	10	5.27～29	10	熊本	東大・慶應	12
12	37	11	4.30～5.1	11	新潟	京城	13
13	38	12	6.1～2	12	岡山		13
14	39	13	5.18～19	13	慶應		13
15	40	14	5.9～11	14	千葉	満州	14
16	41	15	-	-	-		14
17	42	16	-	-	-		14
18	43	17	10.19～20	15	東大		14
19	44	18	-	-	-		14
20	45	19	-	-	-		14
21	46	20	6.28～29	16	京府	〔京城・満州消失〕	12
"	"	"	10.15～16	17	金沢		12
22	47	21	10.13～14	18	東北	九大	13
23	48	22	8.17	臨	東大		13
"	"	"	10.26～27	19	阪大	京大・信州・医歯	16
24	49	23	10.20～22	20	名大		16
25	50	24	10.5～7	21	慶應	徳島・群馬・名市	19
26	51	25	10.7～8	22	熊本	北大・札幌・東医・慈恵・奈良・ 和歌・広島・久留	27
27	52	26	10.20～22	23	京大	弘前・東女・横浜	30
28	53	27	10.26～29	24	信州	三重・阪市	32
29	54	28	10.18～20	25	医歯	福島・岐阜・鳥取・鹿児	36
30	55	29	10.26～29	26	徳島	順天	37
31	56	30	7.18～20	27	北大	岩手	38

昭和	西暦	年次	総会開催期日	回	当番館	加盟館略称	館数
32	1957	31	11. 5 ~ 9	28	群馬	日大・日医・昭和・東邦・阪医 関西・神戸・山口	46
33	58	32	10.22 ~ 25	29	名市		46
34	59	33	11.17 ~ 20	30	九大		46
35	60	34	10. 4 ~ 6	31	東医		46
36	61	35	11. 9 ~ 11	32	東大	東歯・阪歯	48
37	62	36	10.15 ~ 18	33	奈良		48
38	63	37	8.27 ~ 30	34	弘前		48
39	64	38	10. 2 ~ 5	35	広島	日大歯	49
40	65	39	10.30 ~ 11. 2	36	東女	北里(愛歯・放研・労研・田附・ 塩野・航自・公衆)(7)	50
41	66	40	7.27 ~ 29	37	札幌	日歯(国がん・連中・医師)(10)	51
42	67	41	11. 8 ~ 11	38	久留	(愛がん・中外・山之内)(13)	51
43	68	42	11. 7 ~ 9	39	慈恵	(九歯)(14)	51
44	69	43	10.15 ~ 17	40	和歌	(天理・琉球)(16)	51
45	70	44	10. 6 ~ 8	41	横浜	川崎・愛歯〔準→正〕(15)	53
46	71	45	11. 4 ~ 5	42	三重	放研ほか 15 館〔準→正〕	68
47	72	46	10.19 ~ 20	43	阪市	名保〔琉球退会〕	68
48	73	47	10.19 ~ 20	44	福島	兵庫・北医・聖マ	71
49	74	48	10. 1 ~ 2	45	岐阜	帝京・独協・愛医・近畿・自治 福岡・埼玉・岐歯	79
50	75	49	10. 7 ~ 8	46	鳥取	杏林・東海・城歯	82
51	76	50	10.13 ~ 14	47	鹿児	金医・防医・日松歯	85
52	77	51	10.12 ~ 13	48	順天	秋田・放研ほか〔正→準〕(12)	74
53	78	52	10.12 ~ 13	49	岩手	北歯・鶴歯・福歯 (滋賀・愛媛・松歯)(15)	77
54	79	53	10.25 ~ 26	50	日大	筑波・松歯〔準→正〕 (島根・日歯潟)(16)	79
55	80	54	10.23 ~ 24	51	阪医	旭川・(逋信)(17)	80
56	81	55	10.27 ~ 28	52	日医	富山・神歯〔航自退会〕(17)	82
57	82	56	10.28 ~ 29	53	関西	(16)	82
58	83	57	10.27 ~ 28	54	昭和	愛媛〔準→正〕・山形(15)	84
59	84	58	10.18 ~ 19	55	神戸	天理〔準→正〕・(高知)(15)	85
60	85	59	5.16 ~ 17	56	東邦	(15)	85
61	86	60	5.15 ~ 16	57	山口	(香川)(16)	85
62	87	61	5.21 ~ 22	58	東歯	放研ほか 16 館〔準→正〕	101
63	88	62	5.19 ~ 20	59	阪歯	浜松	102

平成	西暦	年次	総会開催期日	回	当番館	加盟館略称	館数
元	1989	63	6 . 1 ~ 2	60	日大歯	大分	103
2	90	64	5 . 17 ~ 18	61	愛歯	福井	104
3	91	65	6 . 14 ~ 15	62	日歯		104
4	92	66	5 . 28 ~ 29	63	九歯		104
5	93	67	5 . 20 ~ 21	64	川崎		104
6	94	68	5 . 26 ~ 27	65	北里・北医	北療	105
7	95	69	5 . 18 ~ 19	66	聖マ		105
8	96	70	5 . 21 ~ 22	67	兵庫	茨療・麻布・聖ルカ	108
9	97	71	5 . 22 ~ 23	68	旭川	埼がん・女栄・東厚年・高県中	112
10	98	72	5 . 21 ~ 22	69	自治	川鉄〔塩野義退会〕	112
11	99	73	5 . 20 ~ 21	70	福岡	〔福井・逵信・中外退会〕	109
12	2000	74	5 . 18 ~ 19	71	秋田	中国労・青森〔名大退会〕	110
13	01	75	5 . 17 ~ 18	72	獨協	日看協・大体育〔熊本退会〕	111
14	02	76	5 . 23 ~ 24	73	愛媛	帝福・沼南・群がん・静がん 〔茨療退会〕	114
15	03	77	5 . 15 ~ 16	74	近畿	福井・女体育・慶應看 〔筑波退会〕	116
16	04	78	5 . 27 ~ 28	75	帝京	長野看・国医療・埼玉県大・ 呉医療・倉敷 〔金沢・大分・岐阜・労研・ 山之内退会〕	116
17	05	79	5 . 19 ~ 20	76	新潟	産医・岐阜・聖隷 〔沼南・三重退会〕	117
18	06	80	5 . 25 ~ 26	77	藤田	東看協・成育・埼小医 〔福歯退会〕	119
19	07	81	5 . 31 ~ 6 . 1	78	埼玉	島根中・歯医師	121
20	08	82	5 . 29 ~ 30	79	北療	同志・国医福・千がん・京市 日体育・神常〔北大退会〕	126
					-以下内定-		
21	09	83	5 . 28 ~ 29	80	滋賀		

4 . 2 . 名 簿

歴 代 会 長

	会 長 名	所 属	担当総会
初 代	草 間 良 男	慶 應	26
2 代	緒 方 富 雄	東 大	27 - 33
3 代	牛 場 大 蔵	慶 應	34 - 36
4 代	原 三 郎	東 医	37 - 39
5 代	大 島 良 雄	東 大	40
6 代	坂 本 幸 哉	阪 大	41 - 44
7 代	田 崎 京 二	東 北	45 - 46
8 代	額 田 粲	東 邦	47 - 48
9 代	山 本 俊 一	東 大	49 - 52
10 代	嶋 井 和 世	慶 應	53 - 55
11 代	西 川 滇 八	日 大	56
12 代	横 田 健	順 天	57 - 58
13 代	黒 須 吉 夫	東 邦	59 - 61
14 代	鈴 木 不二男	阪 大	62 - 63
15 代	開 原 成 允	東 大	64 - 65
16 代	川 村 貞 夫	東 邦	66 - 69
17 代	清 金 公 裕	阪 医	70 - 71
18 代	金 澤 一 郎	東 大	72 - 73
19 代	清 水 英 佑	慈 恵	74 - 77
20 代	山 田 久 夫	関 西	78 -

名 誉 顧 問

(推戴年月日及び五十音順)

吉 岡 孝治郎	(東 北	昭和 29 年 10 月 20 日)	昭和 58 年 3 月 7 日没
北 村 包 彦	(東 大	昭和 30 年 10 月 28 日)	平成 元年 9 月 26 日没
尾 崎 正 道	(熊 本	昭和 31 年 7 月 19 日)	昭和 34 年 6 月 27 日没
草 間 良 男	(慶 應	昭和 31 年 7 月 19 日)	昭和 43 年 2 月 18 日没
小 池 敬 事	(千 葉	昭和 32 年 11 月 7 日)	昭和 34 年 8 月 7 日没
高 木 耕 三	(阪 大	昭和 32 年 11 月 7 日)	昭和 54 年 1 月 7 日没
真 崎 健 夫	(北 大	昭和 32 年 11 月 7 日)	昭和 52 年 11 月 21 日没
津 崎 孝 道	(横 浜	昭和 36 年 11 月 11 日)	昭和 50 年 9 月 8 日没
緒 方 富 雄	(東 大	昭和 37 年 10 月 16 日)	平成 元年 3 月 31 日没
三 宅 次 吉	(弘 前	昭和 38 年 8 月 28 日)	昭和 52 年 4 月 15 日没
牛 場 大 蔵	(慶 應	昭和 40 年 11 月 1 日)	平成 15 年 11 月 17 日没
原 三 郎	(東 医	昭和 43 年 11 月 9 日)	昭和 59 年 6 月 19 日没
裏 田 武 夫	(東 大	昭和 46 年 11 月 5 日)	昭和 61 年 11 月 24 日没
木田橋 喜代慎	(札 幌	昭和 46 年 11 月 5 日)	平成 13 年 7 月 18 日没
中 里 龍 瑛	(東 大	昭和 46 年 11 月 5 日)	平成 7 年 4 月 8 日没
山 川 幸 雄	(九 大	昭和 46 年 11 月 5 日)	昭和 59 年 6 月 26 日没
中 山 勇之助	(新 潟	昭和 48 年 10 月 19 日)	昭和 55 年 3 月 31 日没
熊 木 孝 志	(岡 山	昭和 49 年 10 月 2 日)	昭和 59 年 10 月 7 日没
坂 本 幸 哉	(阪 大	昭和 49 年 10 月 2 日)	
津 田 良 成	(慶 應	昭和 49 年 10 月 2 日)	
藤 井 和 夫	(阪 大	昭和 49 年 10 月 2 日)	
長 尾 公 司	(東 北	昭和 51 年 10 月 14 日)	平成 14 年 1 月 27 日没
沖 田 学	(徳 島	昭和 55 年 10 月 24 日)	平成 3 年 10 月 26 日没
山 本 俊 一	(東 大	昭和 57 年 10 月 29 日)	
梅 枝 軍 二	(東 女	昭和 60 年 5 月 17 日)	平成 14 年 2 月 20 日没
塩 見 敏 朗	(三 重	昭和 60 年 5 月 17 日)	
嶋 井 和 世	(慶 應	昭和 60 年 5 月 17 日)	
中 村 昌 弘	(久 留	昭和 60 年 5 月 17 日)	平成 14 年 2 月 9 日没
吉 本 瑞 應	(奈 良	昭和 63 年 5 月 20 日)	
黒 須 吉 夫	(東 邦	平成 3 年 6 月 15 日)	

昼馬逸郎	(山口)	平成 3 年 6 月 15 日)	
本田亨	(福島)	平成 4 年 5 月 29 日)	
朝倉一	(九大)	平成 6 年 5 月 27 日)	
板橋瑞夫	(昭和)	平成 6 年 5 月 27 日)	
菅利信	(東医)	平成 6 年 5 月 27 日)	
平野寛	(川崎)	平成 6 年 5 月 27 日)	
覚道幸男	(阪齒)	平成 7 年 5 月 18 日)	平成 20 年 5 月 29 日没
鈴木不二男	(阪大)	平成 8 年 5 月 22 日)	
湊泰子	(川崎)	平成 8 年 5 月 22 日)	
開原成允	(東大)	平成 13 年 4 月 20 日)	
川村貞夫	(東邦)	平成 13 年 4 月 20 日)	
津野潤三	(事務局)	平成 13 年 4 月 20 日)	
裏田和夫	(慈恵)	平成 16 年 5 月 28 日)	
金澤一郎	(東大)	平成 16 年 6 月 18 日)	
清水英佑	(慈恵)	平成 19 年 11 月 2 日)	

会 友

頼岡頼人	(放研)	昭和 61 年 5 月 16 日)
徳村泰弘	(独協)	昭和 62 年 5 月 22 日)
野口迪子	(札幌)	平成 元年 6 月 2 日)
光斉重治	(阪市)	平成 元年 6 月 2 日)
高山仁	(阪市)	平成 7 年 5 月 19 日)
竹内瑞江	(和歌)	平成 8 年 5 月 22 日)
穴道勉	(鳥取)	平成 9 年 11 月 20 日)
田中仁美	(藤田)	平成 13 年 4 月 20 日)
小林紀子	(愛媛)	平成 15 年 5 月 16 日)
山崎美智子	(北医)	平成 18 年 7 月 1 日)
茂幾周治	(阪医)	平成 18 年 7 月 1 日)
土佐智義	(広島)	平成 20 年 6 月 19 日)

会 員 名 簿

(平成20年9月1日現在)

正会員 A、B

番号	略称	記号	館 名
2	札幌	S P	北海道公立大学法人 札幌医科大学附属総合情報センター
3	旭川	A S	旭川医科大学図書館
4	北療	H H	北海道医療大学総合図書館
5	弘前	H R	弘前大学附属図書館医学部分館
6	岩手	I W	岩手医科大学附属図書館
7	東北	T H	東北大学附属図書館医学分館
8	秋田	A K	秋田大学附属図書館医学部分館
9	山形	Y A	山形大学附属図書館医学部分館
10	福島	F S	福島県立医科大学附属学術情報センター
11	青森	A H	青森県立保健大学附属図書館
16	獨協	D K	獨協医科大学図書館
17	自治	J C	自治医科大学図書館
18	群馬	G M	群馬大学総合情報メディアセンター図書館医学分館
19	埼玉	S T	埼玉医科大学附属図書館
20	防医	B I	防衛医科大学校図書館
21	千葉	C B	千葉大学附属図書館亥鼻分館
22	日大	N M	日本大学医学部図書館
23	日医	N I	日本医科大学図書館
24	東大	T M	東京大学医学図書館
25	順天	J T	順天堂大学図書館
26	医歯	I S	東京医科歯科大学附属図書館
27	慶應	K O	慶應義塾大学信濃町メディアセンター
28	東医	T O	東京医科大学図書館
29	東女	T J	東京女子医科大学図書館
30	慈恵	J K	東京慈恵会医科大学学術情報センター
31	昭和	S W	昭和大学図書館
32	東邦	T I	東邦大学医学メディアセンター
33	北里	K U	北里大学白金図書館
34	帝京	T K	帝京大学医学図書館
35	杏林	K Y	杏林大学医学図書館
36	国がん	G C	国立がんセンター図書館
37	横浜	Y H	横浜市立大学医学情報センター
38	北医	K I	北里大学医学図書館
39	聖マ	S M	聖マリアンナ医科大学医学情報センター
40	東海	T D	東海大学附属図書館伊勢原図書館
41	麻布	A Z	麻布大学附属学術情報センター

42	女	栄	J E	女子栄養大学図書館
45	新	潟	N G	新潟大学医歯学図書館（旭町分館）
46	富	山	T Y	富山大学医薬学図書館
48	金	医	K A	金沢医科大学図書館
49	福	井	F M	福井大学附属図書館医学図書館
51	信	州	S S	信州大学附属図書館医学部図書館
55	岐	阜	G F	岐阜大学医学図書館
56	浜	松	H I	浜松医科大学附属図書館
58	名	市	N C	名古屋市立大学総合情報センター川澄分館
59	藤	田	F U	藤田学園医学・保健衛生学図書館
60	愛	医	A I	愛知医科大学医学情報センター（図書館）
65	滋	賀	S G	滋賀医科大学附属図書館
66	京	大	K T	京都大学医学図書館
67	京	府	K F	京都府立医科大学附属図書館
68	関	西	K S	関西医科大学附属図書館
69	阪	医	O S	大阪医科大学図書館
70	阪	大	O D	大阪大学附属図書館生命科学分館
71	阪	市	O C	大阪市立大学学術情報総合センター医学分館
72	近	畿	K K	近畿大学医学部図書館
73	神	戸	K B	神戸大学附属図書館医学分館
74	兵	庫	H G	兵庫医科大学図書館
75	奈	良	N R	奈良県立医科大学附属図書館
76	和	歌	W K	和歌山県立医科大学図書館紀三井寺館
77	天	理	T R	財団法人 天理よろづ相談所病院医学図書館
78	大	体	O T	大阪体育大学図書館
80	鳥	取	T T	鳥取大学附属図書館医学部分館
81	島	根	S H	島根大学附属図書館医学分館
82	岡	山	O Y	岡山大学附属図書館鹿田分館
83	川	崎	K W	川崎医科大学附属図書館
84	広	島	H S	広島大学図書館霞図書館
85	山	口	Y G	山口大学図書館医学部図書館
90	徳	島	T S	徳島大学附属図書館蔵本分館
91	香	川	K L	香川大学図書館医学部分館
92	愛	媛	E H	愛媛大学図書館医学部分館
93	高	知	K C	高知大学総合情報センター（図書館）医学部分館
95	九	大	K D	九州大学附属図書館医学分館
96	久	留	K R	久留米大学医学図書館
97	福	岡	F O	福岡大学図書館医学部分館
100	長	崎	N S	長崎大学附属図書館医学分館
104	鹿	児	K G	鹿児島大学附属図書館桜ヶ丘分館
105	産	医	S I	産業医科大学図書館
115	奥	羽	O U	奥羽大学図書館

120	明 歯	M K	明海大学歯学部メディアセンター（図書館）
121	日松歯	M S	日本大学松戸歯学部図書館
122	東 歯	T G	東京歯科大学図書館
123	日大歯	N N	日本大学歯学部図書館
124	日 歯	N H	日本歯科大学生命歯学部図書館
125	鶴 歯	T U	鶴見大学図書館
126	神 歯	K N	神奈川歯科大学図書館
131	日歯潟	G D	日本歯科大学新潟生命歯学部図書館
132	松 歯	M D	松本歯科大学図書館
135	朝 日	A L	朝日大学図書館
136	愛 歯	A D	愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター
141	阪 歯	H P	大阪歯科大学図書館
145	九 歯	K H	九州歯科大学附属図書館
201	科学院	K E	国立保健医療科学院研究情報センター
202	連 中	R C	国家公務員共済組合連合会中央図書室
203	医 師	N K	日本医師会医学図書館
204	日看協	N T	日本看護協会看護教育研究センター図書館
205	東看協	T N A	社団法人 東京都看護協会図書室
206	成 育	S I K	国立成育医療センター図書館
207	聖ルカ	S L	聖路加国際病院教育・研究センター医学図書館
208	埼がん	S C	埼玉県立がんセンター図書館
209	東厚年	T N	東京厚生年金病院図書室
210	川 鉄	K X	J F E 健康保険組合川鉄千葉病院図書室
211	愛がん	A G	愛知県がんセンター図書室
212	帝 福	T F	帝京医療福祉専門学校図書室
213	群がん	G G	群馬県立がんセンター図書室
214	静岡がん	S O	静岡県立静岡がんセンター医学図書館
215	田 附	T Z	財団法人 田附興風会医学研究所図書室
216	女体育	J W	日本女子体育大学附属図書館
217	国医療	I R	国立国際医療センター図書館
218	慶應看	K K I	慶應義塾大学湘南藤沢メディアセンター看護医療学図書室
219	長野看	N K D	長野県看護大学付属図書館
220	埼玉県大	S K D	埼玉県立大学情報センター
221	放 研	H K	財団法人 放射線影響研究所図書館
222	高知医	K P	高知県・高知市病院企業団立高知医療センター図書室
223	中国労	C R	中国労災病院図書室
224	呉医療	K R I	独立行政法人 国立病院機構 呉医療センター図書室
225	倉 敷	K C H	財団法人 倉敷中央病院図書室
226	聖 隷	S R	社会福祉法人 聖隷福祉事業団 聖隷浜松病院第一図書室
227	埼小医	S C M	埼玉県立小児医療センター図書室
228	島根中	S C H	島根県立中央病院図書室
229	歯医師	J D A	日本歯科医師会図書館

230	同 志	D S	同志社大学生命医科学部生命医科学研究科事務室
231	国医福	K I F	国際医療福祉大学図書館
232	千がん	C C C	千葉県がんセンター図書室
233	京 市	K S H	京都市立病院図書室
234	日体育	N S U	日本体育大学図書館
235	神 常	K T W	神戸常磐大学図書館

協力会員

251	国医情	I M	財団法人 国際医学情報センター
-----	-----	-----	-----------------

特定非営利活動法人日本医学図書館協会中央事務局案内

住所ほか

〒160-0015 東京都新宿区大京町 26 番地
野口ハウス 305 号室
T E L 03-5368-6216
F A X 03-5368-6236 (F ネット)
E-mail jmlajimu@sirius.ocn.ne.jp
業務時間帯 (平日) 9:00 ~ 17:00

案内図



最寄り駅からの所要時間

JR 総武線千駄ヶ谷駅から	徒歩 7 分
JR 総武線信濃町駅から	徒歩 10 分
地下鉄丸の内線四谷三丁目駅から	徒歩 15 分
地下鉄丸の内線新宿御苑前駅から	徒歩 15 分

編集後記

今年度は、役員の改選及び委員会委員の委嘱換えの年に当たったため、要覧の発行が昨年より遅くなりました。次の点について改訂したことをお知らせいたします。

協会の組織

地区会事務局名簿

役員選任に関する細則 別表

理事会の運営に関する細則

名誉顧問及び会友に関する細則

委員会規程

中央事務局規程

謝金に関する内規

医学図書館員基礎研修会実行委員会実施マニュアル

医学図書館研究会・継続教育コース実行委員会実施マニュアル

NPO 法人日本医学図書館協会要覧 2008

平成 20 年 9 月 20 日発行

All Rights Reserved

編 集 特定非営利活動法人日本医学図書館協会
企画・調査委員会

発 行 特定非営利活動法人日本医学図書館協会
印 刷 株式会社 日東印刷

